

川崎医療短期大学収容定員関係学則変更届出書

川学法 第160号
令和8年5月29日

文 部 科 学 大 臣 殿

学校法人 川崎学園
理事長 川 崎 誠 治

このたび、川崎医療短期大学の収容定員に係る学則を変更することについて、学校教育法第4条第2項及び学校教育法施行令第23条の2第1項の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。なお、届出の上は、確実に届出に係る計画を履行します。

基本計画書

基本計画										
事項		記入欄							備考	
計画の区分		大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者		ガッコウホウジン カワサキガクエン 学校法人 川崎学園								
フリガナ大学の名称		カワサキイリョウタンキダイガク 川崎医療短期大学								
大学本部の位置		岡山県岡山市北区中山下二丁目1番70号								
大学の目的		本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、有能にして社会の要請にこたえ得る医療福祉関係の専門技術者並びに業務従事者を養成することを目的とする。								
新設学部等の目的		看護学科は多くの卒業生を輩出してきたが、近年の18歳人口減少等の影響により令和4年度から入学定員を充足できない状況が続いており、令和8年度から入学定員を減員して学生募集を行った。しかし、想定を上回る速さで志願者数が低下した。定員充足率を改善し、大学経営基盤の安定・強化を図るとともに適切な教育を維持するため入学定員及び収容定員の変更を行う。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地	令第23条の2第4項
	看護学科	3年	80 (100)	—	240 (300)	短期大学士 (看護)	保健衛生学関係	令和9年4月 第1年次	岡山県岡山市北区中山下二丁目1番70号	
	医療介護福祉学科	3	40	—	120	短期大学士 (医療介護福祉)	社会学・社会福祉学関係	平成13年4月 第1年次		
	計		120 (140)	—	360 (420)					
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)		川崎医療福祉大学 医療福祉学部 医療福祉学科〔定員減〕(△36) (令和9年4月) (3年次編入学定員)〔定員減〕(△9) (令和9年4月) 臨床心理学科 (3年次編入学定員)〔定員減〕(△4) (令和9年4月) 医療保育学科 (3年次編入学定員)〔定員減〕(△1) (令和9年4月) 保健看護学部 保健看護学科〔定員増〕(10) (令和9年4月) リハビリテーション学部 理学療法学科〔定員増〕(10) (令和9年4月) 医療技術学部 臨床検査学科〔定員増〕(8) (令和9年4月) 診療放射線技術学科〔定員増〕(8) (令和9年4月) 臨床栄養学科 (3年次編入学定員) (廃止) (△3) ※3年次編入学定員は令和9年4月学生募集停止 健康体育学科 (3年次編入学定員)〔定員減〕(△2) (令和9年4月) 医療福祉マネジメント学部 医療データサイエンス学科 (3年次編入学定員)〔定員減〕(△2) (令和9年4月) 医療コミュニケーション学科 (3年次編入学定員)〔定員減〕(△1) (令和9年4月) 医療福祉デザイン学科 (3年次編入学定員)〔定員減〕(△1) (令和9年4月) 令和9年4月名称変更予定 川崎医療福祉大学大学院 医療福祉マネジメント学研究科 医療秘書学専攻→医療コミュニケーション学専攻 医療情報学専攻→医療データサイエンス学専攻								

教育課程	新設学部等の名称		開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
			講義	演習	実験・実習	計				
			科目	科目	科目	科目	単位			
新設	学部等の名称		基幹教員					助手	基幹教員以外の教員 (助手を除く)	短期大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 8人
			教授	准教授	講師	助教	計			
	看護学科	人7 (7)	人4 (4)	人7 (7)	人9 (9)	人27 (27)	人0 (0)	人82 (82)		
既設	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの		7 (7)	4 (4)	7 (7)	9 (9)	27 (27)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）		7 (7)	4 (4)	7 (7)	9 (9)	27 (27)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）		7 (7)	4 (4)	7 (7)	9 (9)	27 (27)			
	計		7 (7)	4 (4)	7 (7)	9 (9)	27 (27)			0 (0)
既設	医療介護福祉学科		4 (4)	0 (0)	3 (3)	3 (3)	10 (10)	0 (0)	77 (77)	短期大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 8人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの		4 (4)	0 (0)	3 (3)	3 (3)	10 (10)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）		4 (4)	0 (0)	3 (3)	3 (3)	10 (10)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）		4 (4)	0 (0)	3 (3)	3 (3)	10 (10)			
	計		4 (4)	0 (0)	3 (3)	3 (3)	10 (10)			
合 計			11 (11)	4 (4)	10 (10)	12 (12)	37 (37)	0 (0)	159 (159)	
職 種			専 属		そ の 他		計		借用面積 2,561.84㎡ 期間 2018年4月1日から2118年3月31日	
事 務 職 員			12 (12)		0 (0)		12 (12)			
技 術 職 員			1 (1)		0 (0)		1 (1)			
図 書 館 職 員			1 (1)		0 (0)		1 (1)			
そ の 他 の 職 員			1 (1)		4 (4)		5 (5)			
指 導 補 助 者			0 (0)		0 (0)		0 (0)			
計			15 (15)		4 (4)		19 (19)			
校地等	区 分		専 用		共 用		共用する他の学校等の専用		計	
	校 舎 敷 地		19,728.33㎡		0㎡		0㎡		19,728.33㎡	
	そ の 他		35,918.37㎡		0㎡		0㎡		35,918.37㎡	
	合 計		55,646.70㎡		0㎡		0㎡		55,646.70㎡	
校 舎			専 用		共 用		共用する他の学校等の専用		計	
			7,546.20㎡ (7,546.20㎡)		0㎡ (0㎡)		0㎡ (0㎡)		7,546.20㎡ (7,546.20㎡)	

教室・教員研究室			教室		室		教員研究室		室			
図書・設備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕冊		電子図書 〔うち外国書〕冊		学術雑誌 〔うち外国書〕種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕種		機械・器具 点	標本 点
			〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		(〔 〕)	(〔 〕)
			〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		(〔 〕)	(〔 〕)
	計		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		(〔 〕)	(〔 〕)
スポーツ施設等			スポーツ施設 ㎡			講堂 ㎡			厚生補導施設 ㎡			
経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	図書購入費については電子図書・データベース・その他の経費（運用コスト含む）を含む		
		教員1人当り研究費等		241千円	241千円	241千円	— 千円	— 千円	— 千円			
		共同研究費等		— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円			
		図 書 購 入 費	7,910千円	7,910千円	7,910千円	7,910千円	— 千円	— 千円	— 千円			
		設 備 購 入 費	992千円	992千円	992千円	992千円	— 千円	— 千円	— 千円			
	学生1人当り納付金			第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
				1,200千円	950千円	950千円	— 千円	— 千円	— 千円			
学生納付金以外の維持方法の概要			私立大学等経常費補助金、手数料収入 等									
既設大学等の状況	大 学 等 の 名 称		川崎医科大学									
	学 部 等 の 名 称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所 在 地		
	医学部 医学科		年	人	年次人	人	学士（医学）	倍 1.09 《1.00》	昭和45年度	岡山県倉敷市松島 577番地		
	大学院 医学研究科		4	25	—	100	博士（医学）	0.82	昭和51年度			
既設大学等の状況	大 学 等 の 名 称		川崎医療福祉大学									
	学 部 等 の 名 称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所 在 地		
	医療福祉学部		年	人	年次人	人		倍		岡山県倉敷市松島 288番地		
	医療福祉学科		4	136	3年次 10	564	学士 （医療福祉学） 学士 （医療福祉教育学）	0.44 0.32	平成3年度			
	臨床心理学科		4	80	3年次 5	330	学士 （臨床心理学）	0.69	平成3年度			
	医療保育学科		4	80	3年次 2	324	学士 （医療保育学）	0.40	平成29年度			
	保健看護学部						学士 （保健看護学）	1.16				
	保健看護学科		4	120	—	480	学士 （保健看護学）	1.16	平成31年度			
	リハビリテーション学部							1.02				
	理学療法学科		4	60	—	240	学士 （理学療法学）	1.29	平成31年度			
	作業療法学科		4	60	—	240	学士 （作業療法学）	0.98	平成31年度			
	言語聴覚療法学科		4	60	—	240	学士 （言語聴覚療法学）	0.98	平成31年度			
	視能療法学科		4	40	—	160	学士 （視能療法学）	0.72	平成31年度			

既設大学等の状況	医療技術学部						0.89		
	臨床検査学科	4	60	—	240	学士 (臨床検査学)	1.26	平成29年度	
	診療放射線技術学科	4	60	—	240	学士 (診療放射線技術学)	1.26	平成29年度	
	臨床工学科	4	80	—	320	学士 (臨床工学)	0.56	平成19年度	
	臨床栄養学科	4	50	3年次 ₃	206	学士 (臨床栄養学)	0.52	平成3年度	
	健康体育学科	4	80	3年次 ₃	326	学士 (健康体育学)	0.89	平成3年度	
	医療福祉マネジメント学部						0.28		
	医療福祉経営学科	4	—	—	—	学士 (医療福祉経営学)	—	平成17年度	令和8年より 学生募集停止
	医療データサイエンス学科	4	60	3年次 ₃	246	学士 (医療データサイエンス学)	0.25	平成17年度	
	医療コミュニケーション学科	4	60	3年次 ₂	244	学士 (医療秘書学)	0.27	平成17年度	
	医療福祉デザイン学科	4	40	3年次 ₂	164	学士 (医療福祉デザイン学)	0.35	平成17年度	
	医療福祉学研究科								
	医療福祉学専攻		13		29				
	修士課程	2	10	—	20	修士 (医療福祉学)	0.60	平成8年度	
	博士後期課程	3	3	—	9	博士 (医療福祉学)	0.55	平成10年度	
	臨床心理学専攻		42		86				
	修士課程	2	40	—	80	修士 (臨床心理学)	0.30	平成8年度	
	博士後期課程	3	2	—	6	博士 (臨床心理学)	0.00	平成10年度	
	保健看護学専攻		14		30				
	修士課程	2	12	—	24	修士 (保健看護学)	1.12	平成11年度	
	博士後期課程	3	2	—	6	博士 (保健看護学)	0.83	平成18年度	
	医療技術学研究科								
	感覚矯正学専攻		10		22				
	修士課程	2	8	—	16	修士 (感覚矯正学)	0.25	平成8年度	
	博士後期課程	3	2	—	6	博士 (感覚矯正学)	1.00	平成10年度	
	健康体育学専攻	2	8	—	16	修士 (健康体育学)	0.37	平成8年度	
	臨床栄養学専攻	2	8	—	16	修士 (臨床栄養学)	0.18	平成8年度	
	リハビリテーション学専攻		8		18				
	修士課程	2	6	—	12	修士 (リハビリテーション学)	0.33	平成11年度	
	博士後期課程	3	2	—	6	博士 (リハビリテーション学)	0.16	平成13年度	
	健康科学専攻	3	2	—	6	博士 (健康科学)	0.33	平成10年度	
	医療技術学専攻		10		22				
	修士課程	2	8	—	16	修士 (医療技術学)	0.56	令和3年度	
	博士後期課程	3	2	—	6	博士 (医療技術学)	1.00	令和3年度	
	医療福祉マネジメント学専攻								
	医療福祉経営学専攻	2	3	—	6	修士 (医療福祉経営学)	0.66	平成21年度	
	医療秘書学専攻	2	2	—	4	修士 (医療秘書学)	0.00	平成21年度	
	医療福祉デザイン学専攻	2	4	—	8	修士 (医療福祉デザイン学)	0.12	平成21年度	

医療情報学専攻	2	4	—	8	修士 (医療情報学)	0.12	平成21年度	
医療福祉マネジメント学専攻	3	2	—	6	博士 (医療福祉マネジメント学)	0.33	平成21年度	
附属施設の概要	該当なし							

学校法人川崎学園 設置認可等に関わる組織の移行表

令和8年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員		令和9年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由	
川崎医療短期大学				→	川崎医療短期大学					
看護学科（3年制）	100	—	300		看護学科（3年制）	80	—	240	定員変更（△20）	
医療介護福祉学科（3年制）	40	—	120		医療介護福祉学科（3年制）	40	—	120		
計	140	—	420		計	120	—	360	令第23条の2第4項	
川崎医科大学				→	川崎医科大学					
医学部					医学部					
医学科	124	—	750		医学科	124	—	750		
計	124	—	750		計	124	—	750		
川崎医科大学大学院				→	川崎医科大学大学院					
医学研究科					医学研究科					
医科学専攻	25	—	100		医科学専攻	25	—	100		
計	25	—	100		計	25	—	100		
川崎医療福祉大学				→	川崎医療福祉大学					
医療福祉学部					医療福祉学部					
医療福祉学科	136	3年次 10	564		医療福祉学科	100	3年次 1	402	定員変更（△36） 編入学定員変更（△9）	
臨床心理学科	80	3年次 5	330		臨床心理学科	80	3年次 1	322	編入学定員変更（△4）	
医療保育学科	80	3年次 2	324		医療保育学科	80	3年次 1	322	編入学定員変更（△1）	
保健看護学部					保健看護学部					
保健看護学科	120	—	480		保健看護学科	130	—	520	定員変更（10）	
リハビリテーション学部					リハビリテーション学部					
理学療法学科	60	—	240		理学療法学科	70	—	280	定員変更（10）	
作業療法学科	60	—	240		作業療法学科	60	—	240		
言語聴覚療法学科	60	—	240		言語聴覚療法学科	60	—	240		
視能療法学科	40	—	160		視能療法学科	40	—	160		
医療技術学部					医療技術学部					
臨床検査学科	60	—	240		臨床検査学科	68	—	272	定員変更（8）	
診療放射線技術学科	60	—	240		診療放射線技術学科	68	—	272	定員変更（8）	
臨床工学科	80	—	320		臨床工学科	80	—	320		
臨床栄養学科	50	3年次 3	206		臨床栄養学科	50	—	200	編入学学生募集停止	
健康体育学科	80	3年次 3	326		健康体育学科	80	3年次 1	322	編入学定員変更（△2）	
医療福祉マネジメント学部					医療福祉マネジメント学部					
医療データサイエンス学科	60	3年次 3	246		医療データサイエンス学科	60	3年次 1	242	編入学定員変更（△2）	
医療コミュニケーション学科	60	3年次 2	244		医療コミュニケーション学科	60	3年次 1	242	編入学定員変更（△1）	
医療福祉デザイン学科	40	3年次 2	164		医療福祉デザイン学科	40	3年次 1	162	編入学定員変更（△1）	
計	1,126	30	4,564		計	1,126	7	4,518		
川崎医療福祉大学大学院				→	川崎医療福祉大学大学院					
医療福祉学研究科					医療福祉学研究科					
医療福祉学専攻	修士課程	10	—	20	医療福祉学専攻	修士課程	10	—	20	
	博士後期課程	3	—	9		博士後期課程	3	—	9	
臨床心理学専攻	修士課程	40	—	80	臨床心理学専攻	修士課程	40	—	80	
	博士後期課程	2	—	6		博士後期課程	2	—	6	
保健看護学専攻	修士課程	12	—	24	保健看護学専攻	修士課程	12	—	24	
	博士後期課程	2	—	6		博士後期課程	2	—	6	
医療技術学研究科					医療技術学研究科					
感覚矯正学専攻	修士課程	8	—	16	感覚矯正学専攻	修士課程	8	—	16	
	博士後期課程	2	—	6		博士後期課程	2	—	6	
健康体育学専攻	修士課程	8	—	16	健康体育学専攻	修士課程	8	—	16	
臨床栄養学専攻	修士課程	8	—	16	臨床栄養学専攻	修士課程	8	—	16	
リハビリテーション学専攻	修士課程	6	—	12	リハビリテーション学専攻	修士課程	6	—	12	
	博士後期課程	2	—	6		博士後期課程	2	—	6	
健康科学専攻	博士後期課程	2	—	6	健康科学専攻	博士後期課程	2	—	6	
医療技術学専攻	修士課程	8	—	16	医療技術学専攻	修士課程	8	—	16	
	博士後期課程	2	—	6		博士後期課程	2	—	6	
医療福祉マネジメント学研究科					医療福祉マネジメント学研究科					
医療福祉経営学専攻	修士課程	3	—	6	医療福祉経営学専攻	修士課程	3	—	6	
医療秘書学専攻	修士課程	2	—	4	医療コミュニケーション学専攻	修士課程	2	—	4	名称変更
医療福祉デザイン学専攻	修士課程	4	—	8	医療福祉デザイン学専攻	修士課程	4	—	8	
医療情報学専攻	修士課程	4	—	8	医療データサイエンス学専攻	修士課程	4	—	8	名称変更
医療福祉マネジメント学専攻	博士後期課程	2	—	6	医療福祉マネジメント学専攻	博士後期課程	2	—	6	
計	130	—	277		計	130	—	277		

校地校舎等の図面

(1) 岡山県内における位置関係の図面



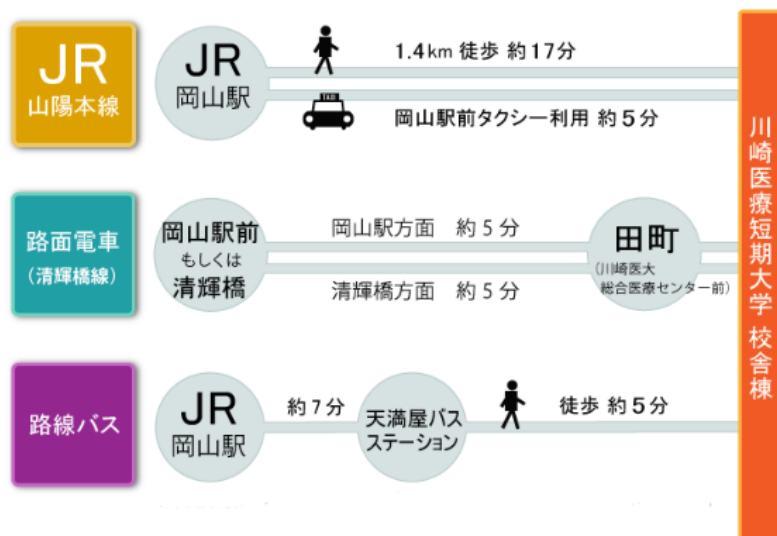
(2) 最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間がわかる図面

校舎棟（看護学科・医療介護福祉学科）

所在地：岡山市北区中山下二丁目1番70号



交通機関及び移動手段



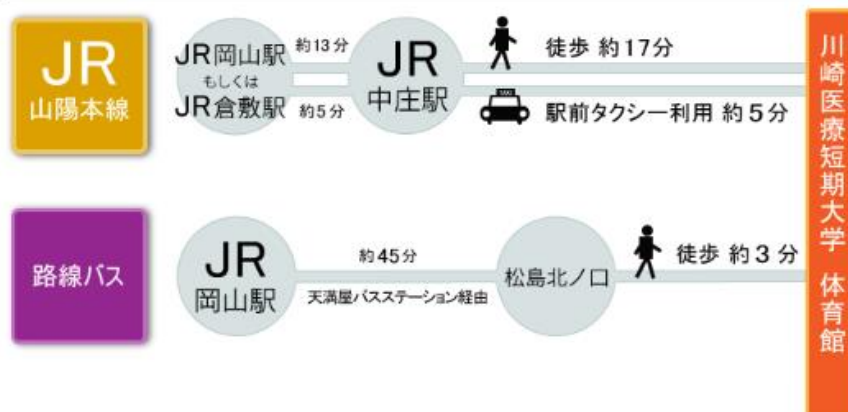
図面-2

体育館

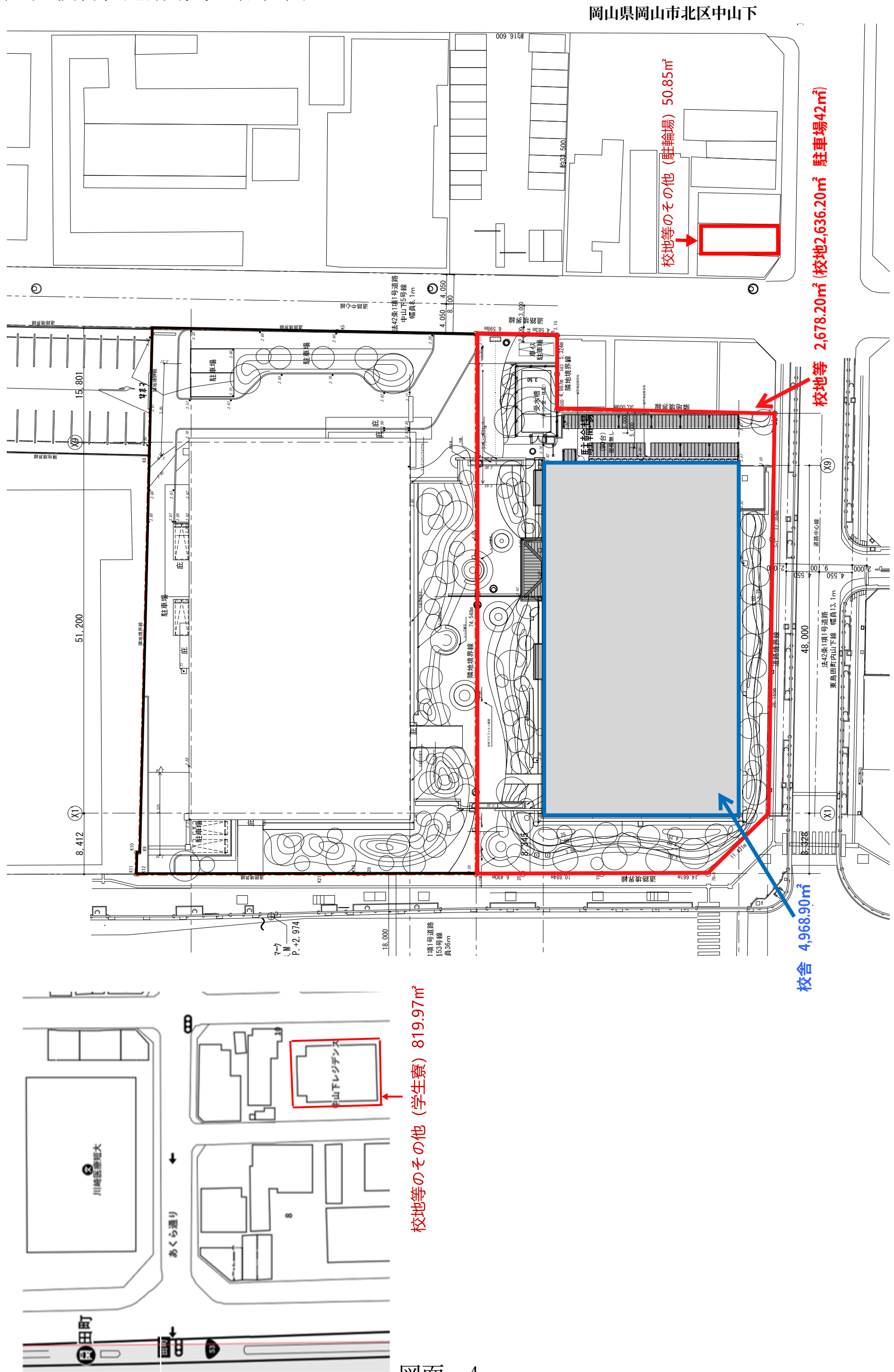
所在地：倉敷市松島316番地



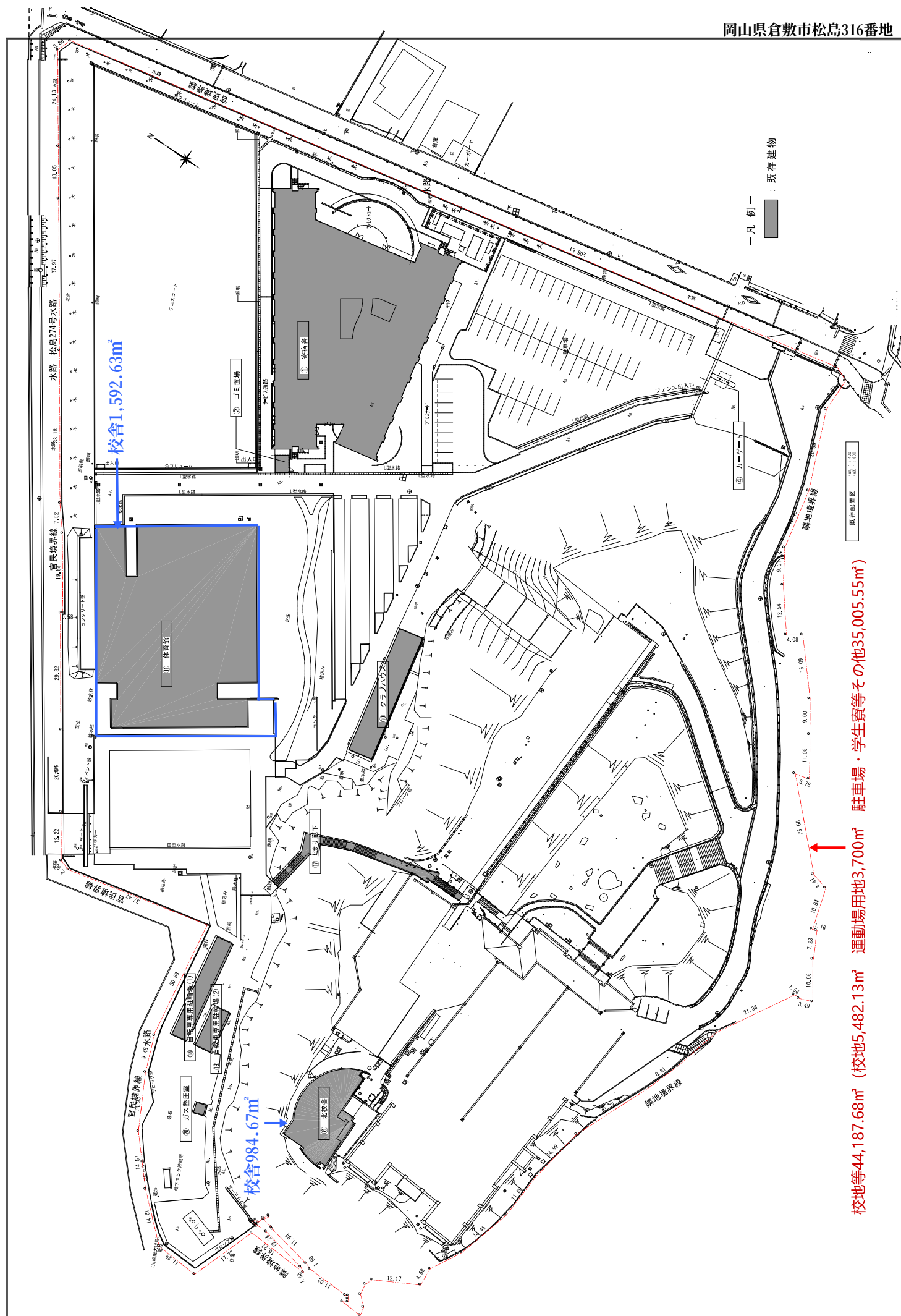
交通機関及び移動手段



(3) 校舎、運動場等の配置図

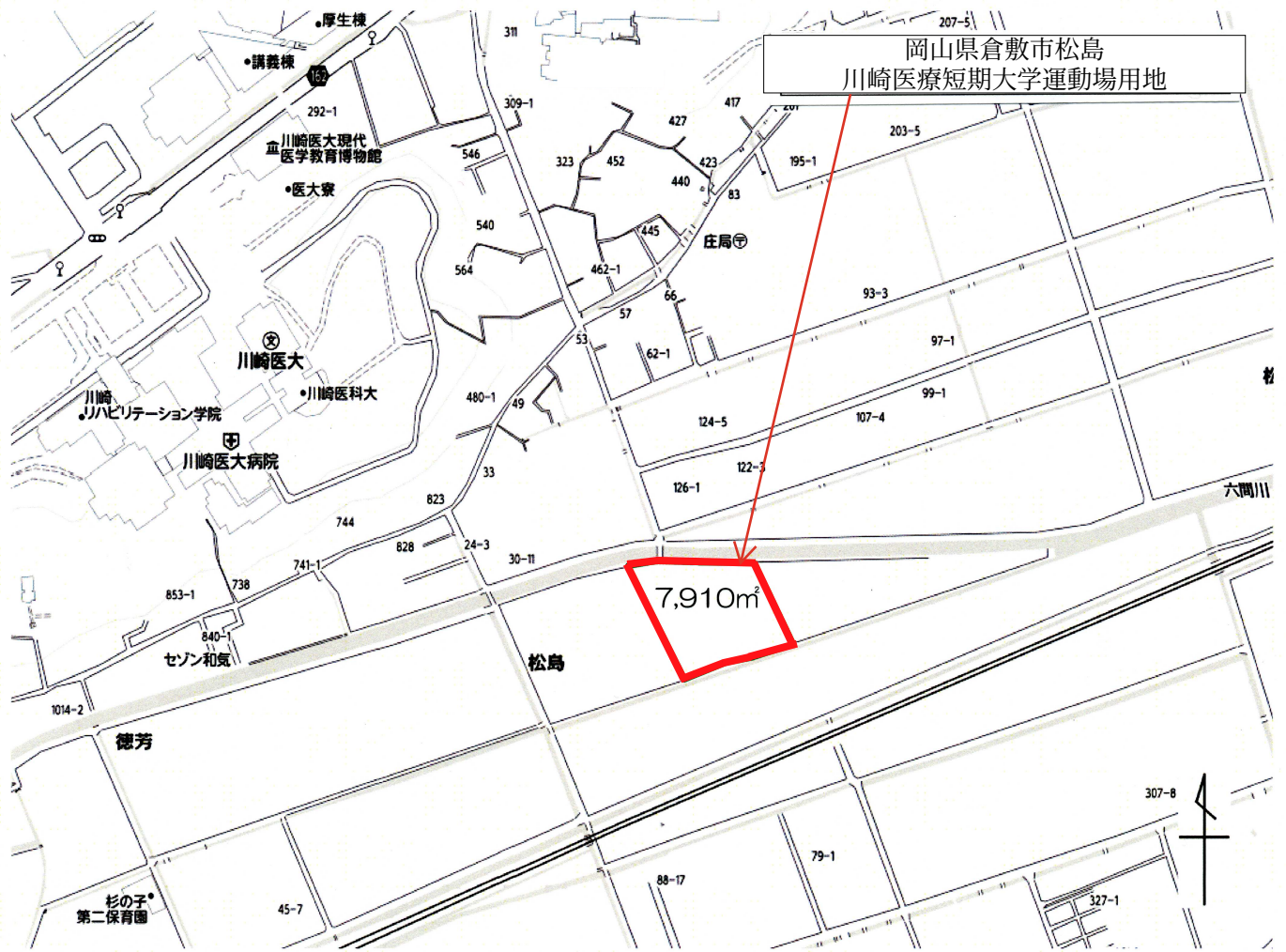


図面-4



校地等44,187.68㎡ (校地5,482.13㎡ 運動場用地3,700㎡ 駐車場・学生寮その他35,005.55㎡)

図面-5



図面-6

川崎医療短期大学学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、有能にして、社会の要請にこたえ得る医療・福祉関係の専門技術者並びに業務従事者を養成することを目的とする。

2 各学科の教育研究上の目的は、別記のとおりとする。

(点検評価)

第2条 前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究水準の向上を図り、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するとともに、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による認証評価を受ける。

2 自己評価を行うため、また、認証評価を受けるために点検評価委員会を置く。

3 点検評価委員会に関する規程は別に定める。

(名称並びに所在地)

第2条の2 本学は川崎医療短期大学と称し、岡山県岡山市北区中山下二丁目1番70号に置く。

(学科及び学生定員等)

第3条 本学に置く学科及び学生定員は次のとおりとする。

学科名	入学定員	収容定員
看護学科	80人	240人
医療介護福祉学科	40人	120人

2 医療介護福祉学科における入学定員の学級数は1学級とする。

(修業年限等)

第4条 修業年限及び取得できる資格は、次のとおりとする。

学科名	修業年限	取得できる資格
看護学科	3年	看護師国家試験受験資格
医療介護福祉学科	3年	介護福祉士国家試験受験資格 社会福祉主事任用資格

(在学年限)

第5条 学生は、前条の規定により定められた修業年限の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2章 学年・学期及び休業日

(学 年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

前 期 4月1日から9月30日

後 期 10月1日から翌年3月31日

(休業日)

第8条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日

(2) 日曜日

(3) 夏期休業日 8月13日から9月30日まで

(4) 冬期休業日 12月25日から翌年1月7日まで

(5) 春期休業日 3月16日から3月31日まで

(6) 学園創立記念日 6月1日

2 前項に規定する休業日において、学長が必要と認めるときは、授業を行うことができる。

3 臨時休業日は、その都度学長が定める。

第3章 授業科目・単位及び卒業の認定

(授業科目・単位数及び履修方法等)

第9条 各学科の授業科目及び単位数は、別表1及び別表2のとおりとし、卒業の要件は、別表3のとおりとする。

2 履修方法については別に定める。

(授業の方法)

第9条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単 位)

第10条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として計算するものとする。

(授業期間)

第10条の2 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(単位の認定)

第11条 各授業科目の修得単位の認定は、試験により行う。ただし、授業科目によっては、その他の方法によることができる。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(成績の評価)

第12条 試験等の成績評価については、優・良・可・不可とし、優・良・可を合格とする。

(卒業の認定)

第13条 第4条に規定する期間以上在学し、各学科所定の卒業に必要な単位以上を修得した者に対して、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。

2 学長は、特別の必要があり、かつ教育上支障がないときは、第6条に規定する学年の中途においても、学期の区分に従い、学生を卒業させることができる。

第4章 学 位

(付記する専攻分野)

第14条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

看護学科	短期大学士（看護）
医療介護福祉学科	短期大学士（医療介護福祉）

(学位授与の要件)

第15条 短期大学士の学位は、学則第13条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第16条 学長は、学位を授与すべきものと認めた者には、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第17条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

(学位の取消)

第18条 学長は、本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取り消すことができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取り消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

第5章 入学・転学科・休学・退学及び除籍

(入学の時期)

第19条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第20条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 文部科学省令により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
 - ア 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - イ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ウ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に定めるものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - エ 文部科学大臣の指定した者
 - オ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
 - カ 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学出願の手続)

第21条 本学へ入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料を添え、所定の手続きにより願い出なければならない。

(入学の許可)

第22条 前条の入学志願者については、選考により入学を許可する。

2 入学者選考要領は、別に定める。

(入学の手続)

第23条 前条の選考の結果により合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類に入学金を添えて納付しなければならない。

2 前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(外国人の特別入学)

第24条 外国人にして、第21条の規定によらないで入学を志願する者があるときは、教育・研究に妨げのない限り、別に定める受け入れ規程に基づき選考のうえ入学を許可することができる。ただし、医療介護福祉学科には適用しない。

2 外国人の特別入学生は、これを定員外とする。

3 外国人の特別入学生は、特別の規定のあるものの外は、本学学則及び本学諸規程により取り扱う。

(転学科)

第24条の2 学生が他学科への転科をしようとするときは、教育上支障のない場合は教授会の議を経て、学長が許可することがある。

2 転学科に関する規程は、別に定める。

(休学及び復学)

第25条 疾病その他の止むを得ない事由により2か月以上出席することができないときは、事由を具して保証人連署の上、学長に願い出、その許可を得て休学することができる。疾病の場合は、本学の指定する診断書を添付しなければならない。

2 疾病その他の事由により修学することが不適当と認められる場合には、学長は休学を命ずることができる。

3 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

4 休学期間は、これを在学期間に算入しない。

5 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学長の許可を受けて復学することができる。

(退学及び再入学)

第26条 疾病その他の止むを得ない事由により退学しようとする者は、その事実を証する書類を添え、保証人連署で学長に退学願を提出して、許可を受けなければならない。

2 前項の規定により退学した者で、再入学を願い出た者に対しては、欠員のある場合に限り、選考により相当学年に入学を許可することがある。

(除 籍)

第27条 学生が次の各号の一に該当するときは、これを除籍することができる。

(1) 死亡又は行方不明の者

(2) 第25条第3項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 第5条に定める在学年限を超えた者

(4) 授業料等の納付を怠り、督促を受けても納付しない者

第6章 賞 罰

(表 彰)

第28条 学生で学業成績及び性行が特に優秀で、他の学生の模範とするに足る者があるときは、学長はこれを表彰することがある。

2 表彰に関する規程は、別に定める。

(懲 戒)

第29条 学長は、学生が本学の規則に違背し、又は学生の本分に反する行為をしたときは、懲戒する。

2 懲戒は、戒告・停学及び退学とする。ただし、退学は、次の各号の一に該当する場合に限る。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な事由がなくて、出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他本学の学生としての本分に反した者

第7章 検定料・入学金及び授業料等

(検定料)

第30条 本学に入学を志願する者の検定料は、別に定める。

(入学金)

第31条 本学に入学を許可された者は、入学金として 250,000円を納付しなければならない。

(授業料等)

第32条 本学の授業料は年額で次のとおりとし、毎年4月25日までに納付しなければならない。ただし、4月及び10月の2期に分納することができる。

看護学科 600,000円

医療介護福祉学科 600,000円

- 2 授業料のほか、教育充実費等教育に必要な費用を徴収することがある。
- 3 前項に規定する納付金の種類・金額・納入の手続き等については、別に定める。
- 4 休学した学生については、当該期間中の授業料等を免除する。ただし、休学又は復学した日の属する期分の授業料等についてはこの限りでない。退学し、又は除籍されたとき、若しくは退学の処分を受けた場合も同様とする。

(授業料の減免及び徴収の猶予)

第33条 学業成績優秀と認められる学生で、経済的理由によって学資の納付が極めて困難と認められる者には、授業料の全額若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

- 2 授業料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(既納の検定料・入学金及び授業料等)

第34条 既納の検定料、入学金、授業料等は返還しない。

- 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は返還することができる。
 - (1) 休学又は退学により年度の全期間在学しなかった場合における、既納した当該年度の授業料等
 - (2) 入学を志願し所定の入学金及び授業料等を納付した者が、所定の期日までに入学辞退届を提出した場合における、入学金を除いた授業料等
 - (3) その他、学長が特別に認めた場合

第8章 教職員組織及び教授会

(教職員)

第35条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員その他必要な職員を置く。

- 2 前項のほか、本学に学長を補佐するため副学長及び学長補佐を置くことができる。

(教授会)

第36条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は、学長、副学長及び学長補佐並びに専任教授をもって構成する。ただし、学長が必要と認めた場合は、専任の准教授を加えることができる。

3 教授会に関する規程は、別に定める。

第9章 学 生 寮

(学生寮)

第37条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する規程は、別に定める。

第10章 学則の改廃

(学則の改廃)

第38条 この学則の改廃は、学長が発議し、理事会が行う。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和50年1月13日から施行する。

附 則

この学則は、昭和50年11月17日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、第24条入学金については、昭和51年度の入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、第25条第1項の授業料は、昭和52年度の入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。ただし、第24条（入学金）、第25条（授業料等）の第1項は昭和53年度の入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、第24条（入学金）、第25条（授業料等）の第1項は昭和54年度の入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、第25条（入学金）、第26条（授業料等）の第1項は昭和55年度の入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、第24条（検定料）及び第26条（授業料等）の第1項は、昭和56年度の入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、昭和57年3月31日以降引き続き在学する者に係る教育の内容については、改正省令施行後もなお従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、第26条（授業料等）第1項の規定は、昭和57年度の入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、第26条（授業料等）第1項の規定は、昭和58年度の入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、第26条（授業料等）第1項の規定は、昭和59年度の入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、第25条（入学金）、第26条（授業料等）第1項の規定は、昭和60年度の入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第25条（入学金）、第26条（授業料等）第1項の規定は、昭和61年度の入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、この学則施行の際、現に臨床検査科第2学年及び第3学年に在学する者に係る教育課程については、この学則による改正後の臨床検査科の専門教育科目に係る別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、第24条の規定は、昭和62年度の入学を志願する者から適用する。

（授業料等の経過措置）

- 2 この学則施行の際、現に本学に在学する者については、この学則による改正後の第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（栄養科の教育課程に関する経過措置）

- 3 この学則施行の際、現に栄養科第2学年及び第3学年に在学する者に係る教育課程については、この学則による改正後の栄養科の専門教育科目に係る別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

（授業料等の経過措置）

- 2 この学則施行の際、現に本学に在学する者については、この学則による改正後の第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。

（授業料等の経過措置）

- 2 この学則施行の際、現に本学に在学する者については、この学則による改正後の第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
(第一看護科、第二看護科の教育課程に関する経過措置)
- 2 この学則施行の際、現に第一看護科第2学年及び第3学年又は第二看護科第2学年に在学する者に係る教育課程については、この学則による改正後の別表1、別表2、別表4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
(授業料の経過措置)
- 2 この学則施行の際、現に本学に在学する者については、この学則による改正後の第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
(授業料の経過措置)
- 2 この学則施行の際、現に本学に在学する者については、この学則による改正後の第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
(授業料の経過措置)
- 2 この学則施行の際、現に本学に在学する者については、この学則による改正後の第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則
この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成4年5月29日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
(授業料等の経過措置)
- 2 平成5年3月31日に在学する者は、改正後の第26条及び改正後の別表1から別表4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則
この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成6年3月14日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
(授業料の経過措置)
- 2 平成6年3月31日に在学する者は、改正後の第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。

(授業料の経過措置)

- 2 平成7年3月31日に在学する者は、改正後の第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成8年3月31日に在学する者は、改正後の第26条、別表3及び別表5の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成9年3月31日に在学する者は、改正後の別表1及び別表5の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成9年4月1日に第一看護科第2学年及び第3学年に在学する者は、改正後の別表1及び別表8の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

- 2 第25条（入学金）は、平成10年度の入学生から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第26条（授業料等）は、平成11年度の入学生から適用する。

- 3 平成11年4月1日に第二看護科第2学年に在学する者については、平成11年度中は改正後の別表2及び別表8の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

- 2 第2条の規定にかかわらず、医療秘書科、医用デザイン科については、平成12年4月から学生の募集を停止する。

- 3 平成12年4月1日に、第一看護科第2学年に在学する者については、改正後の別表1、臨床検査科第2学年及び第3学年に在学する者については、改正後の別表3及び別表8の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年4月1日に、放射線技術科第2学年及び第3学年に在学する者については、改正後の別表4及び別表9、臨床工学科第2学年及び第3学年に在学する者については、「病院概論」を除き、改正後の別表6の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成13年10月30日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年1月31日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年4月1日に、介護福祉科第2学年に在学する者については、改正後の別表6及び別表7の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 施行日前に臨床工学科へ入学し、現に在学する者については、改正後の別表5及び別表7の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、第二看護科については、平成17年4月から学生の募集を停止する。
- 3 施行日前に臨床検査科及び放射線技術科へ入学し、現に在学する者については、改正後の別表3・別表4及び別表8の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第3条（医療保育科の取得できる資格）及び第8条別表7（医療保育科授業科目及び単位数）は、平成17年度医療保育科入学生から適用する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、第二看護科については、平成17年4月から学生の募集を停止する。
- 3 施行日前に臨床検査科及び放射線技術科へ入学し、現に在学する者については、改正後の別表3・別表4及び別表8の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成17年11月30日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 施行日前に第一看護科へ入学し、現に在学する者については、改正後の別表1及び別表7の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前に第二看護科へ入学し、現に在学する者については、改正前の規定を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第14条から第18条については平成18年1月1日から施行する。
- 2 第30条については平成18年度一般入試後期から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 臨床工学科については、平成19年4月1日から募集を停止する。
- 3 施行日前に臨床工学科へ入学し、現に在学する者については、改正前の規定を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第30条については平成20年度入学試験から適用する。

附 則

この学則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 施行日前に看護科、臨床検査科、放射線技術科、介護福祉科、医療保育科へ入学し、現に在学する者については、改正後の別表1、別表2-(1)から別表2-(5)及び別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 施行日前に医療保育科へ入学し、現に在学する者については、改正後の別表2-(5)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 施行日前に医療保育科へ入学し、現に在学する者については、改正後の別表2-(5)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 施行日前に介護福祉科へ入学し、現に在学する者については、改正後の別表2-(4)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 施行日前に医療介護福祉科へ入学し、現に在学する者については、改正後の別表2-(4)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 施行日前に臨床検査科、放射線技術科へ入学し、現に在学する者については、改正後の別表2-(2)、別表2-(3)及び別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 臨床検査科、放射線技術科、医療保育科については、平成29年4月1日から募集を停止する。
- 3 施行日前に臨床検査科、放射線技術科、医療保育科へ入学し、現に在学する者については、改正前の規定を適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 施行日前に看護科、医療介護福祉科へ入学し、現に在学する者については、改正前の規定を適用する。
- 3 前項にかかわらず、第2条の2及び第9条の2並びに第10条は、施行日前に看護科、医療介護福祉科へ入学し、現に在学する者についても適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 別表1の授業科目及び単位数、別表3の卒業要件単位数は、施行日前に看護科へ入学し、現に在学する者については、改正前の規定を適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 別表2の授業科目及び単位数、別表3の卒業要件単位数は、施行日前に医療介護福祉学科へ入学し、現に在学する者については、改正前の規定を適用する。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和9年4月1日から施行する。
- 2 学校教育法施行令第23条の2第1項第4号の規定による届出に係る看護学科の収容定員及び増加変更に関する計画の期間は次のとおりとする。

収容定員	減少変更前の収容定員	増加変更に関する計画期間
240 人	300 人	令和9年4月～令和16年3月

別記（第1条2関係）

各学科の教育研究上の目的

看護学科

看護についての幅広い知識と技術を身につけ、医療の現場などで“人間愛”を発揮できる看護職の育成をめざす。

医療介護福祉学科

これからの一層の高齢化社会を見据えて、一人ひとりの要介護者に適合した支援ができる、知識と技術を備えた介護専門職の育成をめざす。

看護学科授業科目及び単位数

別表1

区分		授業科目	卒業単位	単位 必修選択		区分	授業科目	卒業単位	計 必修選択			
基礎分野	科学的思考の基盤	自然科学入門	4		2	基礎看護学	看護学概論	11	1			
		統計学			2				1			
		情報処理演習			2				1			
		化学			2				1			
		生物学			2				1			
	人間と生活・社会の理解	保健医療福祉概論	12	1			基礎看護援助論Ⅰ			1		
		倫理学			2				基礎看護援助論Ⅱ		1	
		文章表現			2				基礎看護援助論Ⅲ		1	
		心理学			2				基礎看護援助論Ⅳ		1	
		人間関係論			2				ヘルスアセスメント		1	
		家族社会学			2				臨床看護援助論Ⅰ		1	
		健康体育基礎理論			2				臨床看護援助論Ⅱ		1	
		健康体育基礎演習		1		臨床看護援助論Ⅲ		1				
		基礎英語Ⅰ			2		看護過程論		2			
		基礎英語Ⅱ			2		地域・在宅看護概論	6	1			
	英語リーディング		2		看護フィールドワーク論	1						
	計	16	12	18	地域・在宅看護総論	1						
専門基礎分野	人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復の促進	人体の構造と機能Ⅰ	16	1		地域・在宅看護実践	1					
		人体の構造と機能Ⅱ		1		ケアマネジメント論Ⅰ	1					
		人体の構造と機能Ⅲ		1		ケアマネジメント論Ⅱ	1					
		人体の構造と機能Ⅳ		1		成人看護学概論	8	1				
		看護解剖生理学		1		成人看護援助論Ⅰ		1				
		生化学		1		成人看護援助論Ⅱ		1				
		臨床栄養学		1		成人看護援助論Ⅲ		1				
		臨床薬理学		1		成人看護援助論Ⅳ		1				
		病理学総論		1		成人看護援助論Ⅴ		1				
		臨床微生物学総論		1		周術期看護論		1				
		病態治療学Ⅰ		1		臨床看護アセスメント		1				
		病態治療学Ⅱ		1		老年看護学概論	4	1				
		病態治療学Ⅲ		1		高齢者援助論Ⅰ		1				
	病態治療学Ⅳ	1		高齢者援助論Ⅱ	1							
	病態治療学Ⅴ	1		終末期看護論	1							
	臨床検査学・放射線学総論	臨床検査学・放射線学総論	1		小児看護学概論	4	1					
		医学概論	6	1			小児看護援助論Ⅰ	1				
		健康科学概論		1			小児看護援助論Ⅱ	1				
		衛生公衆衛生学		1			家族看護論	1				
		看護関係法規		1		母性看護学概論	4	1				
		社会福祉学総論		1		母性看護援助論Ⅰ		1				
	医療ソーシャルワーク論	1			母性看護援助論Ⅱ	1						
	計	22	22	0	保健指導論	1						
	専門分野	基礎看護学	看護学概論	11	1		精神保健と精神看護学概論	4	1			
			看護キャリア論			1			精神看護援助論Ⅰ	1		
			基礎看護援助論Ⅰ			1			精神看護援助論Ⅱ	1		
			基礎看護援助論Ⅱ			1			薬物療法と看護	1		
			基礎看護援助論Ⅲ			1		看護管理と医療安全	6	1		
			基礎看護援助論Ⅳ			1		看護研究		1		
ヘルスアセスメント					1		災害看護学	1				
臨床看護援助論Ⅰ					1		看護倫理学	1				
臨床看護援助論Ⅱ					1		総合看護演習	2				
臨床看護援助論Ⅲ					1		臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ	23	1		
看護過程論			2		基礎看護学実習Ⅱ	3						
地域・在宅看護概論		6	1		地域・在宅看護論実習	2						
看護フィールドワーク論			1		成人看護学実習Ⅰ	3						
地域・在宅看護総論			1		成人看護学実習Ⅱ	3						
地域・在宅看護実践			1		老年看護学実習	3						
ケアマネジメント論Ⅰ			1		小児看護学実習	2						
ケアマネジメント論Ⅱ			1		母性看護学実習	2						
成人看護学		成人看護学概論	8	1		精神看護学実習		2				
		成人看護援助論Ⅰ		1		看護の統合と実践実習		2				
		成人看護援助論Ⅱ		1		計	70	70	1			
		成人看護援助論Ⅲ		1		合計	108	104	19			
		成人看護援助論Ⅳ		1								
		成人看護援助論Ⅴ		1								
老年看護学		老年看護学概論	4	1								
		高齢者援助論Ⅰ		1								
		高齢者援助論Ⅱ		1								
		終末期看護論		1								
小児看護学		小児看護学概論	4	1								
		小児看護援助論Ⅰ		1								
		小児看護援助論Ⅱ		1								
		家族看護論		1								
母性看護学		母性看護学概論	4	1								
		母性看護援助論Ⅰ		1								
		母性看護援助論Ⅱ		1								
		保健指導論		1								
精神看護学		精神保健と精神看護学概論	4	1								
	精神看護援助論Ⅰ	1										
	精神看護援助論Ⅱ	1										
	薬物療法と看護	1										
看護の統合と実践	看護管理と医療安全	6	1									
	看護研究		1									
	災害看護学		1									
	看護倫理学		1									
	総合看護演習		2									
臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ	23	1									
	基礎看護学実習Ⅱ		3									
	地域・在宅看護論実習		2									
	成人看護学実習Ⅰ		3									
	成人看護学実習Ⅱ		3									
	老年看護学実習		3									
	小児看護学実習		2									
	母性看護学実習		2									
	精神看護学実習		2									
	看護の統合と実践実習		2									
計	70	70	1									
合計			108	104	19							

医療介護福祉学科授業科目及び単位数

別表2

区分		授業科目	卒業単位	単位		区分	授業科目	卒業単位	単位		
				必修	選択				必修	選択	
基礎分野	保健医療福祉概論	10	1		介護	介護過程の基礎		1			
	文章表現		2			介護過程の展開Ⅰ		1			
	心理学			2		介護過程の展開Ⅱ		1			
	自然科学入門			2		介護過程の展開Ⅲ		1			
	健康体育基礎理論			2		介護過程の展開Ⅳ		1			
	健康体育基礎演習		1			介護総合演習Ⅰ-1		1			
	情報処理演習		2			介護総合演習Ⅰ-2		1			
	統計学		2			介護総合演習Ⅰ-3		1			
	基礎英語Ⅰ			2		介護総合演習Ⅱ		1			
	計		10	8		8		介護実習Ⅰ-1	2		
専門基礎分野	人体の構造と機能	8	2		専門分野	介護実習Ⅰ-2	37	2			
	老年医学		2			介護実習Ⅰ-3		2			
	医療倫理学			2		介護実習Ⅱ		4			
	保健医療サービス			1		計		37	0		
	高齢者の看護と介護			2		こころとからだのしくみ		こころとからだのしくみⅠ	10	1	
	口腔機能管理			1				こころとからだのしくみⅡ		1	
	介護予防運動指導			1				こころとからだのしくみⅢ		1	
	医療介護福祉総合演習Ⅰ		1					こころとからだのしくみⅣ		1	
	医療介護福祉総合演習Ⅱ		1					発達と老化の理解Ⅰ		1	
	医療介護福祉総合演習Ⅲ		1					発達と老化の理解Ⅱ		1	
	医療介護福祉総合演習Ⅳ		1					認知症の理解Ⅰ		1	
	計		8	8				7		認知症の理解Ⅱ	1
人間と社会	人間の尊厳と自立	16	2		医療的ケア		障害の理解Ⅰ	10		1	
	人間関係とコミュニケーション		2				障害の理解Ⅱ			1	
	チームマネジメントⅠ		2			計	10		10	0	
	社会と制度の理解Ⅰ		2			医療福祉系科目群	医療的ケアⅠ		3	1	
	社会と制度の理解Ⅱ		2		医療的ケアⅡ		1				
	社会福祉の原理と政策		2		医療的ケアⅢ		1				
	社会学と社会システム		2		計		3	3		0	
	異文化理解		2		計	66	66	0			
	計		16	16	0	医療福祉系科目群	疾患・障害等のある人への生活支援・連携Ⅰ	4	2		
	専門分野		利用者理解	37	1				疾患・障害等のある人への生活支援・連携Ⅱ	2	
介護とは何か		1			生活支援のための運動学・リハビリテーションの知識				2		
尊厳を支える介護		1			福祉用具と住環境				2		
介護労働者の健康管理		1			認知症のある人への生活支援・連携				2		
終末期の介護		1			心理的支援の知識・技術				2		
リハビリテーション論		1			医療心理学				2		
コミュニケーションⅠ		1			計		4	4	10		
コミュニケーションⅡ		1			実習科目群		介護技術Ⅴ	13	1		
生活支援		1					医療介護福祉実習指導		1		
生活支援（食生活）Ⅰ		1				医療介護福祉（病院実習）	4				
生活支援（食生活）Ⅱ	1		地域包括ケアと介護	2							
生活支援（衣生活・住居）	1		地域介護実践実習指導	1							
介護技術Ⅰ	1		地域介護実践実習	4							
介護技術Ⅱ	1		計	13		13	0				
介護	介護技術Ⅲ	1		マネジメント系科目群	介護管理	4	2				
	介護技術Ⅳ	1			チームマネジメントⅡ		2				
	障害に応じた介護Ⅰ	1			医療福祉施設経営論			2			
	障害に応じた介護Ⅱ	1			計		4	4	2		
	計							21	21	12	
	合計							105	103	27	

卒業の要件

別表 3

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 看護学科は、3年以上在学し、所定の履修方法により、108単位以上修得することを要する。2. 医療介護福祉学科は、3年以上在学し、所定の履修方法により、105単位以上修得することを要する。 |
|---|

学則の変更事項を記載した書類

1 改正理由

- (1) 看護学科は多くの卒業生を輩出してきたが、近年の18歳人口減少等の影響により令和4年度から入学定員を充足できない状況が続いており、令和8年度から入学定員を減員し学生募集を行っていた。しかし、想定を上回る速さで短期大学の志願者数が低下しており、定員充足率を改善し、令和9年度以降のさらなる大学経営基盤の安定・強化を図るとともに適切な教育を維持するため入学定員及び収容定員を変更するものである。併せて、社会情勢の変化に伴う志願者数の変動に対応するため附則に学校教育法施行令第23条の2第1項第4号の規定による届出に係る収容定員及び増加変更に関する計画を追記する。

2 改正内容

- (1) 第3条について、看護学科の入学定員を100人から80人へ、収容定員を300人から240人へ変更とし、以下のとおり改める。

学科名	入学定員	収容定員
看護学科	80人	240人
医療介護福祉学科	40人	120人

- (2) 附則に以下を加える。

附 則

- この学則は、令和9年4月1日から施行する。
- 学校教育法施行令第23条の2第1項第4号の規定による届出に係る看護学科の収容定員及び増加変更に関する計画の期間は次のとおりとする。

収容定員	減少変更前の収容定員	増加変更に関する計画期間
240人	300人	令和9年4月～令和16年3月

3 施行年月日

令和9年4月1日

川崎医療短期大学学則改正新旧対照表

改 正	現 行																								
第 1 条～第 2 条の 2 （略） （学科及び学生定員等） 第 3 条 本学に置く学科及び学生定員は次のとおりとする。 <table><tr><th>学科名</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td>看護学科</td><td>80人</td><td>240人</td></tr><tr><td>医療介護福祉学科</td><td>40人</td><td>120人</td></tr></table> 2 （略） 第 4 条～第38条 （略） 附 則 この学則は、昭和48年 4 月 1 日から施行する。 （略） 附 則 <u>1 この学則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>2 学校教育法施行令第 23 条の 2 第 1 項第 4 号の規定による届出に係る看護学科の収容定員及び増加変更に関する計画の期間は次のとおりとする。</u> <table><tr><th>収容定員</th><th>減少変更前の収容定員</th><th>増加変更に関する計画期間</th></tr><tr><td>240人</td><td>300人</td><td>令和 9 年 4 月～令和16年 3 月</td></tr></table> 別記 （略） 別表 1 ～ 3 （略）	学科名	入学定員	収容定員	看護学科	80人	240人	医療介護福祉学科	40人	120人	収容定員	減少変更前の収容定員	増加変更に関する計画期間	240人	300人	令和 9 年 4 月～令和16年 3 月	第 1 条～第 2 条の 2 （略） （学科及び学生定員等） 第 3 条 本学に置く学科及び学生定員は次のとおりとする。 <table><tr><th>学科名</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td>看護学科</td><td>100人</td><td>300人</td></tr><tr><td>医療介護福祉学科</td><td>40人</td><td>120人</td></tr></table> 2 （略） 第 4 条～第38条 （略） 附 則 この学則は、昭和48年 4 月 1 日から施行する。 （略） （新設） 別記 （略） 別表 1 ～ 3 （略）	学科名	入学定員	収容定員	看護学科	100人	300人	医療介護福祉学科	40人	120人
学科名	入学定員	収容定員																							
看護学科	80人	240人																							
医療介護福祉学科	40人	120人																							
収容定員	減少変更前の収容定員	増加変更に関する計画期間																							
240人	300人	令和 9 年 4 月～令和16年 3 月																							
学科名	入学定員	収容定員																							
看護学科	100人	300人																							
医療介護福祉学科	40人	120人																							

学則の変更の趣旨等を記載した書類

ア. 学則変更（収容定員変更）の内容

令和 9 年度入学生から川崎医療短期大学看護学科の入学定員及び収容定員を以下のとおり変更する。

学 科	現行		変更後		増減	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
看護学科	100	300	80	240	△20	△60

学校教育法施行令第 23 条の 2 第 1 項第 4 号の規定による届出に係る看護学科の収容定員及び増加変更に関する計画の期間は次のとおりである。

収容定員	減少変更前の収容定員	増加変更に関する計画期間
240	300	令和 9 年 4 月～令和 16 年 3 月

イ. 学則変更（収容定員変更）の必要性

本学は、学校法人川崎学園の設置する大学として昭和 48 年に開学した。「人間（ひと）をつくる、体をつくる、医療福祉学をきわめる」という大学の理念のもと、社会に貢献できる専門的な医療福祉人を育成することを教育理念として掲げており、現在は改組を経て、看護学科、医療介護福祉学科の 2 学科から構成される。本学の教員はもとより、同一法人の設置する 3 つの大学病院（川崎医科大学附属病院、川崎医科大学総合医療センター、川崎医科大学高齢者医療センター）及び川崎医科大学、川崎医療福祉大学の豊富な人的・物的資源を活用して教育を推進しており、医療福祉分野の実践的知識と技能を習得し、専門職として社会に貢献できる人材を養成している。

これまで多くの医療福祉分野の専門職者を社会に送り出してきたが、近年の 18 歳人口の減少や短期大学全体を取巻く社会情勢の変化等により、看護学科は令和 4 年度入学生から定員を充足できない状況が続いており、令和 8 年度から入学定員を減員し、学生募集を行っていた。しかし、想定を上回る速さで志願者数が低下し、さらなる対応が必要となっている。

一方で地域における看護師、介護福祉士は慢性的な人材不足の状況が続いており、その中で、地域の医療・福祉を支える専門職者を輩出することが本学の使命であると考えている。今後も大学の運営を維持しつつ、看護師、介護福祉士の養成を継続するために、看護学科の入学定員、収容定員を見直し、減員するものである。一方で今後の社会情勢の変化などによる看護師志望者の増加に備えて、学校教育法施行令第 23 条の 2 第 1 項第 4 号の規定による届出に係る看護学科の収容定員及び増加変更に関する計画も有し、同時に届け出るものとする。

ウ. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

(ア) 教育課程の変更内容

今回の看護学科の定員変更に伴う教育課程の変更はなく、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づいてこれまでと同等の教育内容で看護師を養成する。

(イ) 教育方法及び履修指導方法の変更内容

今回の定員変更に伴う看護学科の教育方法及び履修指導方法の変更は行わない。これまでと同様に、多くの演習科目において、1 学年を 2 クラスに分けて質の高い教育を行う。

(ウ) 教員組織の変更内容

今回の定員変更に伴う教員組織の変更はなく、短期大学設置基準に基づいて今後も適正かつ充実した教育を実施できる教員数を配置する。

(エ) 川崎医療短期大学全体の施設・設備の変更内容

今回の定員変更に伴う川崎医療短期大学全体の施設・設備の変更はなく、今後も、学生の学習環境の改善・充実に取り組んでいく。

学生の確保の見通し等を記載した書類

【目次】

(1) 収容定員を変更する組織の概要	2
①収容定員を変更する組織の概要	2
②収容定員を変更する組織の特色	2
(2) 人材需要の社会的な動向等	2
①収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析	2
②中長期的な 18 歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析	2
③収容定員を変更する組織の主な学生募集地域	3
④既設組織の定員充足の状況	3
(3) 学生確保の見通し等	4
①学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果	4
ア 既設組織における取組とその目標	4
イ 収容定員を変更する組織における取組とその目標	4
ウ 当該取組の実績の分析結果に基づく、収容定員を変更する組織での入学者の 見込み数	6
②競合校の状況分析	
（立地条件、養成人材、教育内容と方法の類似性と定員充足状況）	6
ア 競合校の選定理由と収容定員を変更する組織との比較分析、優位性	6
イ 競合校の入学志願動向等	7
ウ 収容定員を変更する組織において定員を充足できる根拠等	7
エ 学生納付金等の金額設定の理由	7
③先行事例分析	7
④学生確保に関するアンケート	7
⑤人材需要に関するアンケート調査等	7
(4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由	7

(1) 収容定員を変更する組織の概要

①収容定員を変更する組織の概要（名称、入学定員、収容定員、所在地）

名称	入学定員	収容定員	所在地
川崎医療短期大学 看護学科	80	240	岡山県岡山市北区中山下 二丁目1番70号

②収容定員を変更する組織の特色

本学は、「教育基本法及び学校教育法に基づき、有能にして、社会の要請にこたえ得る医療・福祉関係の専門技術者並びに業務従事者を養成することを目的とする」（川崎医療短期大学学則第1条）ことを掲げている。これを受けて、看護学科は、「看護の専門的知識・技能を身につけ、変化する社会に対応できる人材として地域社会に貢献できる看護実践者を養成する」ことを目的として人材育成に取り組んでいる。

本学が所属する学校法人川崎学園には先述した川崎医科大学附属病院、川崎医科大学総合医療センター、川崎医科大学高齢者医療センターの3つの大学病院と川崎医科大学、川崎医療福祉大学があり、これらの大学医療関係者による講義や附属病院での実習等により、看護学科では高度な医療に対応できる実践力を養い、時代のニーズに応え得る質の高い看護師を育成している。

(2) 人材需要の社会的な動向等

①収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析

【資料1】にあるように全国的に看護職員の需要数は年々増大しており、供給数との差が拡大している状況にある。岡山県においても、【資料2】に示すように、看護師の志願者が減少しているデータが示されている。一方で、岡山県内の病院や施設においては看護師不足に直面しており、特に県北部では病院・医院・介護施設の存続にも影響するような状況になっている。

②中長期的な18歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析

我が国の人口減少は、社会のあらゆる側面においてかつて経験したことのない速度で進行している。特に【資料3】にあるように高等教育機関への主たる進学者である18歳人口は、平成4（1992）年の約205万人をピークに令和5（2023）年には約110万人まで減少し、国立社会保障・人口問題研究所の令和5（2023）年推計（出生中位（死亡中位）仮定）では、令和23（2041）年には79万人に減少すると推計されていた。しかし、令和6（2024）年の出生数は69万人を切り、当初の推計をはるかに上回るスピードで人口が減少している。（令和6年人口動態統計月報年計（概数）の概況）

こうした中で、我が国の大学入学者数も近い将来減少に転じ（現在は進学率の上昇で大学入学者数が維持されている）、2040年代の大学入学者数は現在の規模より10万人以上少ない50万人前後で推移すると推計されている。（引用：令和5年度文部科学白書 112

ページ)

岡山県の人口も、【資料4】のように平成17(2005)年の約196万人をピークに減少し、令和27(2045)年には約162万人になると推計されており、年少人口(14歳以下)、生産年齢人口(15歳～64歳)の割合が小さく、逆に老年人口(65歳以上)の割合が大きくなっている。岡山県においても、18歳人口の減少が続き、必然的に岡山県内高等学校生徒数も【資料5】にあるように減少が続いている。

大学進学率については、【資料6】に示すように年々増加し、10年前に比して顕著に増加している。これは、高等教育の修学支援新制度や理工系に進む女子生徒・女子学生の育成に対する取組などもあり、18歳人口が減少にある中で4年制大学志向が増加していることによるものと考えられる。一方で、このことは女子学生の占める割合の大きい短期大学においては、進学希望者減少の一因となっている。

その結果、【資料7】に示すように8割を超える短期大学が入学定員未充足の状況に陥っている。資料にはないが日本私立学校振興・共済事業団の調査では令和6(2024)年度には9割を超える短期大学が定員割れとなったという報告があった。特に【資料8】にあるように、本学の所在する中国地域は全国的にも短期大学の入学定員充足率が低い状況にある。定員変更後の充足については「(3) 学生確保の見通し」の項目で説明する。

③収容定員を変更する組織の主な学生募集地域

岡山県内の短期大学における出身県別入学者の割合は【別紙1】のようになっている。本学における出身県別の令和8(2026)年度入学者数も【別紙1】と同様の傾向で岡山県44人(62.0%)、島根県9人(12.7%)、広島県8人(11.3%)、香川県3人(4.2%)、の順となっている。大学全体の出身県別でも岡山県61.4%、広島県15.1%、香川県5.8%、島根県5.4%の順となっている。基本的に岡山県とりわけ大学が所在する岡山市や隣接する倉敷市を中心とした出身者が多い。広島県も福山市などの通学可能範囲の出身者が多く、地域密着型の大学といえる。定員変更後も同様な出身県からの入学者を見込む。

④既設組織の定員充足の状況

本学は看護学科、医療介護福祉学科の2学科を有しているが、両学科とも令和8(2026)年度に入学定員を変更した。看護学科は令和9(2027)年度も入学定員を変更する。法人内の収容定員の状況は【資料2の1】のようになっている。両学科の入学定員の充足状況の推移は【別紙2の2-1】【別紙2の2-2】のようになっている。また令和8(2026)年度入学者については看護学科入学定員100人に対して入学者65人で入学定員充足率65.0%、医療介護福祉学科入学定員40人に対して入学者6人で入学定員充足率15.0%となっている。全国的な短期大学への進学者数の減少傾向は、本学においても顕著に表れている。岡山県内では県北の美作大学短期大学部と岡山市で近接する就実短期大学が令和7(2025)年度末で閉校した。

本学においては、昨今の物価等の影響もあり経済的に厳しい状況にある志願者が少な

からず存在し(高等教育の修学支援新制度による給付金受給率が約 25%)、専門学校との比較で学納金が高い印象が払拭できず志願者が減少している。令和 4 (2022) 年度入学生からは 2 学科共に入学定員を充足できない状況になっている。今後の定員充足の見通しについては次項に記述する。

(3) 学生確保の見通し等

①学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

ア 既設組織における取組とその目標

本学は、学生確保に向けて学園内にある川崎医療福祉大学や専門学校川崎リハビリテーション学院と合同の川崎学園アドミッションセンターを設置し、次のような取組を行っている。なお、3 校合同の取組のうち本学における過去実績、及び、本学単独の取組の過去実績については【別紙 3】のとおりである。

(a) オープンキャンパスの開催

令和 7 (2025) 年は 3 月、4 月、5 月、6 月、7 月、8 月、10 月にオープンキャンパスを開催し、学科説明、体験授業などを行った。3 月、7 月は 3 校合同、10 月は 2 校合同、4 月、5 月、6 月、8 月は本学単独で実施した。

特に、5 月には、高校生に看護や介護を直接体験してもらうことで進学先の候補となることを期待し、学園附属の病院で看護ならびに介護体験を中心としたオープンキャンパスを開催した。併せて、他のオープンキャンパスにも病院見学を設定し、保護者の方にも広報した。

本学の 2 学科には、高校生を中心に保護者を含めて延べ約 850 人の参加があった。3 校合同開催時には、3 校合わせて 20 学科が体験授業や説明会を展開し、医療福祉に関わる職種を網羅する形で、人材育成も兼ねて広報活動を実施している。

(b) パンフレット等の作成

3 校合同で KAWASAKI CAMPUS GUIDE を作成し、各施設の学科の特長、教育課程、資格取得や就職状況などについて紹介している。オープンキャンパスや郵送等で配布し、広報活動に活用している。

(c) 3 校合同入試説明会

高等学校教員を対象に 3 校合同で入試概要、各施設の特長などの説明を行うとともに 3 校計 20 学科によるポスターセッション形式による学科説明などを行い、医療福祉人材の育成に理解を深めていただきながら学生募集に繋げている。

イ 収容定員を変更する組織における取組とその目標

現在、【別紙 3】に示すような PR 活動の取組により入学者の確保に努めているが、近年の志願者数の減少を深刻に受け止め、学生の確保に向けて次のように取組を強化している。

(a) 単独オープンキャンパスの開催

令和 7（2025）年度は昨年度より回数を増やして 4 月、5 月、6 月、8 月に本学単独でのオープンキャンパスを開催し、高校生とその保護者、本学を志望する社会人など既卒者を対象に学科説明、体験授業などを行った。岡山市中心街への新築移転 4 年目で、恵まれた立地条件や最新の施設設備の中で 2 学科の魅力を紹介した。同時に、学園内の 3 つの大学病院のうち、隣接する川崎医科大学総合医療センター、川崎医科大学高齢者医療センターにおける実習環境などについて魅力を紹介した。特に、5 月のオープンキャンパスでは、就職後の職業観をイメージできるよう隣接する 2 病院での体験学習を行った。参加した高校生の病院の仕事に関する興味・関心を喚起する体験となったと考える。

(b) 広報パンフレットによる大学紹介

KAWASAKI CAMPUS GUIDE に加えて、令和 7（2025）年度から本学単独の広報パンフレットを作成している。3 校合同の KAWASAKI CAMPUS GUIDE だけでは、本学の特長や川崎医療福祉大学保健看護学科と看護師国家試験受験資格取得の上で競合する本学看護学科の特長が充分アピールできない状況であった。そのため本学の教育内容や学生生活、資格取得、就職・進学、奨学金などについて詳しく説明したパンフレットを作成し、広報活動に生かしている。

(c) 高校生に対する授業体験の開催

高等学校への学生募集活動訪問時に、進路担当者や担任に働きかけて、看護や医療介護の仕事内容、将来の就職等について理解を深めるための本学施設・設備を利用した講義や授業体験を案内している。令和 7（2025）年度は 8 校から計 185 人の高校生を受入れ、授業体験を実施した。

(d) 進学相談会での広報活動

進学関連業者が開催する進学相談会に参加し、高校生に学科説明や入試制度等について説明している。令和 7（2025）年度は 11 会場で説明を行った。

(e) 高等学校訪問・高校内進路ガイダンス参加による広報活動

令和 7（2025）年度は看護学科及び医療介護福祉学科教員が県内延べ 104 校、中四国地区を中心にした県外延べ 127 校の高等学校に訪問し、進路担当や卒業年次担当の教員に大学並びに学科の魅力だけでなくそれぞれの職種の魅力についても説明している。また高等学校で開催される進路ガイダンスについては、県内外併せて 50 回程度参加し、本学の特長や魅力について高校生に説明した。令和 7（2025）年度からは通信制課程の高等学校への募集活動も展開している。

(f) 放課後キャンパスツアーによる大学紹介

令和 7（2025）年度は、高校生が学校帰りに気軽に本学を見学できる「放課後キャンパスツアー」を 4 月～11 月までの間で月に 1～5 日間を指定し実施した。1 回あたり 1～2 人で計 16 人の高校生と 6 人の同伴者の訪問があった。地道な取り組みではあるが、【別紙 3】にあるように、同企画参加者は比較的高い割合で入学を志願しており、一定の成果を得ている。令和 7（2025）年度から取り入れた病院見学なども継続して行

い、高校生への魅力発信に努めていく。

(g) 地域の健康と将来の医療福祉人材の確保に向けた地域連携の取組

看護学科、医療介護福祉学科教員を講師として、地域住民や中高生を対象にした医療福祉・健康に関する公開講座を年2回開催している。本学に足を運んで施設を見てもらうことによる認知度の向上を期待している。また、前年度に引き続き、令和7（2025）年7月には地域貢献と本学の学生募集を兼ねて、隣接する学園内の川崎医科大学総合医療センター、川崎医科大学高齢者医療センターと共同で「七夕健康まつり」を開催した。内容は小中高生を対象にした職業体験、病院見学ツアー、進学相談、地域住民の方に対する健康チェック、認知症に関わる講演会などを実施した。昨年より100人多い約700人の小中高生や地域住民の参加があり、一定の成果を得た。令和8（2026）年度も継続して実施する予定である。

以上(a)～(g)にあるような取組を年間通して行い、削減した入学定員の充足を目標とする。

ウ 当該取組の実績の分析結果に基づく、収容定員を変更する組織での入学者の見込み数

近年の岡山県内の高等学校卒業生数の減少については【資料5～8】でも示しているが、【資料9】に示すように高等学校卒業生の進学先学校種別において、短期大学への進学割合は令和3（2021）年度に比較して大きく減少している。

そのため、本学では【別紙3】で示した過去の取組に加えて、新たに上記イに示したように、学生確保に向けて全学を挙げて取り組んでいる。これらにより、看護学科では少なくとも変更後の入学定員に近い入学者数を確保していきたいと考えている。

短期大学進学者数の減少状況と本学のここ数年の入学者数を勘案して、入学者の見込み数を現在の看護学科100人から80人に変更して、学生の確保に努めていきたい。

②競合校の状況分析（立地条件、養成人材、教育内容と方法の類似性と定員充足状況）

ア 競合校の選定理由と収容定員を変更する組織との比較分析、優位性

岡山県の短期大学における定員充足状況は毎年減少しており、昨年度は【別紙1】にあるように6割という厳しい状況に陥っている。

看護学科については、岡山県内に看護師養成校は4年制大学6校、専門学校（大学校を含む）13校、短期大学1校（本学）計20校が存在している。令和7（2025）年度入学生が定員を満たしている養成校は【資料10】にあるように、確認できた範囲で全体の約3割の6校となっており、昨年度の約4割から減少している、志望割合が増加している4年制大学と本学に比して学費負担が軽かつ病院を有する専門学校で充足率が高い傾向にある。短期大学は4年制大学より早く専門職として活躍できることや専門学校に比べてリベラルアーツ教育（一般教養）や課外活動があること、特に本学は3つの大学附属病院での実習などにより高度医療に対応できる素養を身につけることができるといった特長

をより一層、広報していく必要性を感じている。

イ 競合校の入学志願動向等

【資料 10】に示すように看護師を養成する 4 年制大学、特に国公立大学では入試倍率も高く、定員を充足している。専門学校では学納金の安さなどにより定員を満たしている養成校も複数校ある。これらの養成校の取組を参考にして新たな定員を定め、本学の（３）①の取組を強化し、本学の定員充足率を向上させていく。

ウ 収容定員を変更する組織において定員を充足できる根拠等

地域施設や病院に勤務する看護師は、慢性的な人材不足の状況にある。地域に根差し、地域の健康を守るためにも、長い間医療福祉に関わってきている各養成校が踏みとどまって人材確保と人材育成に尽力していかなければならないと考えている。本学も学園内にある川崎医科大学や川崎医療福祉大学、3つの大学病院と連携して、地域医療・福祉を守り抜くという信念で可能な限り踏みとどまり、維持運営していきたいと考えている。

①のウの入学者の見込み数の項目でも記述したが、看護学科の 80 人は、これまでの受験者の推移と 4 年制大学や専門学校と異なる本学の特長等を分析して決定した。令和 9（2027）年度は、①で記したように、今後の広報活動を強化することにより定員確保を達成したいと考えている。

エ 学生納付金等の金額設定の理由

授業料等の学生納付金の設定金額については、今回変更しない。

③先行事例分析

収容定員変更に関わる届であるため、該当なし。

④学生確保に関するアンケート

収容定員変更に関わる届であるため、アンケートは実施していない。

⑤人材需要に関するアンケート調査等

人材需要に関するアンケート調査等は実施していないが、（２）①で説明したとおり、看護職員の需要は全国的にも地域的にも年々増加している。そのため、看護学科卒業生の就職率は長年 100%を維持しており、地域や社会における需要に対して育成した人材を全て供給できていると考えている。短期大学のおかれた厳しい状況の中で、地域や社会が求める人材の育成を継続し、地域社会に貢献するためにも今回の収容定員減の変更は止むを得ないものであると考えている。

（４）収容定員を変更する組織の定員設定の理由

(3) ②のウでも記述したが、短期大学志願者数が年々減少する中、定員を充足するためには定員減が不可避である。看護学科 80 人を定員とし、充足率 100%の実現に努めていく。

学生の確保の見通し等を記載した書類 資料

- 【資料 1】 看護職員の需給見通しと就業者数（実績）
- 【資料 2】 看護師養成所（3 年課程）受験者数の都道府県別減少率
- 【資料 3】 18 歳人口と高等教育機関への進学率等の推移
- 【資料 4】 岡山県の人口推移
- 【資料 5】 岡山県内高等学校生徒数
- 【資料 6】 男女別・18 歳人口と大学進学率等の推移
- 【資料 7】 私立短期大学の入学定員充足率推移
- 【資料 8】 私立短期大学における地域別の入学定員充足率
- 【資料 9】 岡山県高等学校卒業生進学先学校種別比較表
- 【資料 10】 岡山県内看護師養成校充足率

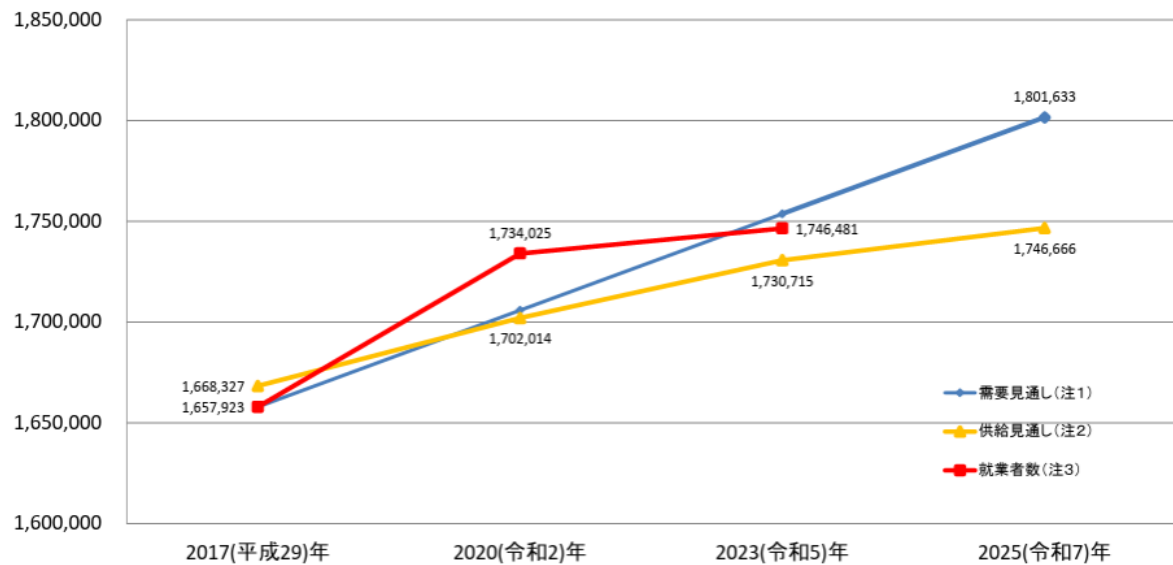
- 【別紙 1】 収容定員を変更する組織が置かれる都道府県への入学状況
- 【別紙 2 の 1】 既設学科等の収容定員の充足状況
- 【別紙 2 の 2－1】 既設学科等の入学定員の充足状況（直近 5 年間）：看護学科
- 【別紙 2 の 2－2】 既設学科等の入学定員の充足状況（直近 5 年間）：医療介護福祉学科
- 【別紙 3】 既設学科等の学生募集のための PR 活動の過去の実績

【資料1】

[出典] 厚生労働省：看護職員の需給推計について

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001689162.pdf>

第8次看護職員の需給見通しと就業者数（実績）



単位：人（実人員）

（注1）需要見通しは、都道府県から報告された2025年の需要推計値（係数等処理前）と2017年の就業者数（実績）を線形補間により作成

（注2）供給見通しは、都道府県から報告された2025年、2023年、2020年及び2017年の供給推計値

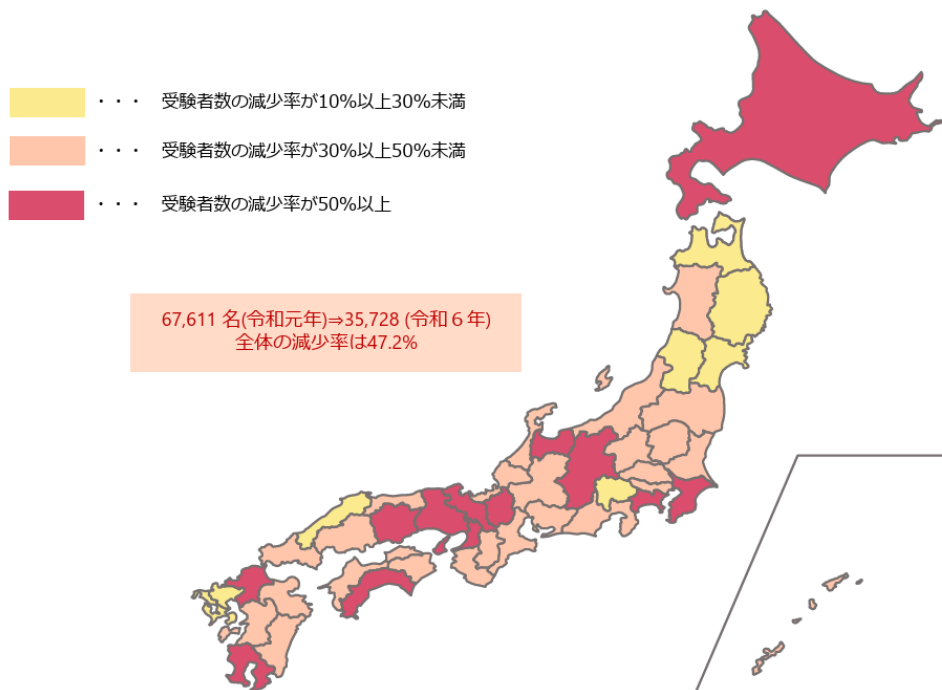
（注3）就業者数は、3年毎実施の「医療施設（静態）調査」、隔年毎実施の「衛生行政報告例」を基に看護課で推計

【資料2】

[出典] 厚生労働省：看護職員の需給推計について

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001689162.pdf>

過去5年間の看護師養成所（3年課程）受験者数の都道府県別減少率
（養成所3年）



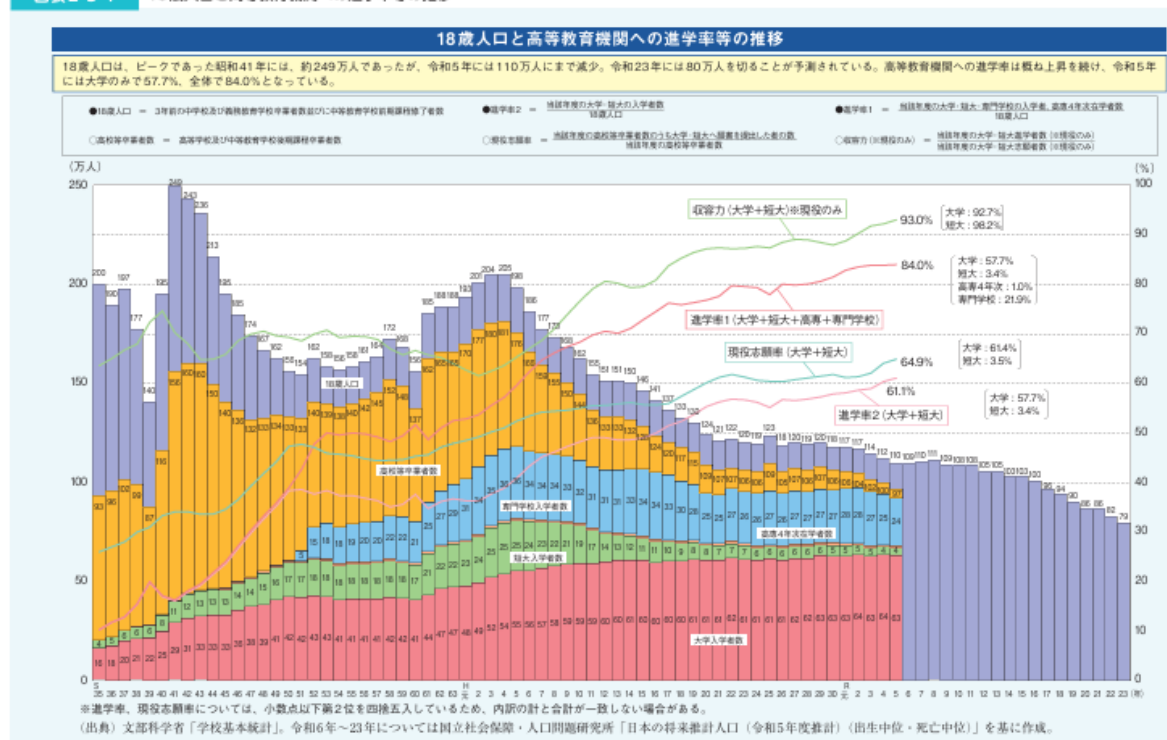
受験者数：「看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査（令和6年度、令和元年度）」 13

【資料3】

[出典] 令和5年度文部科学白書 112 ページ

(https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab202001/mext_02820.html)

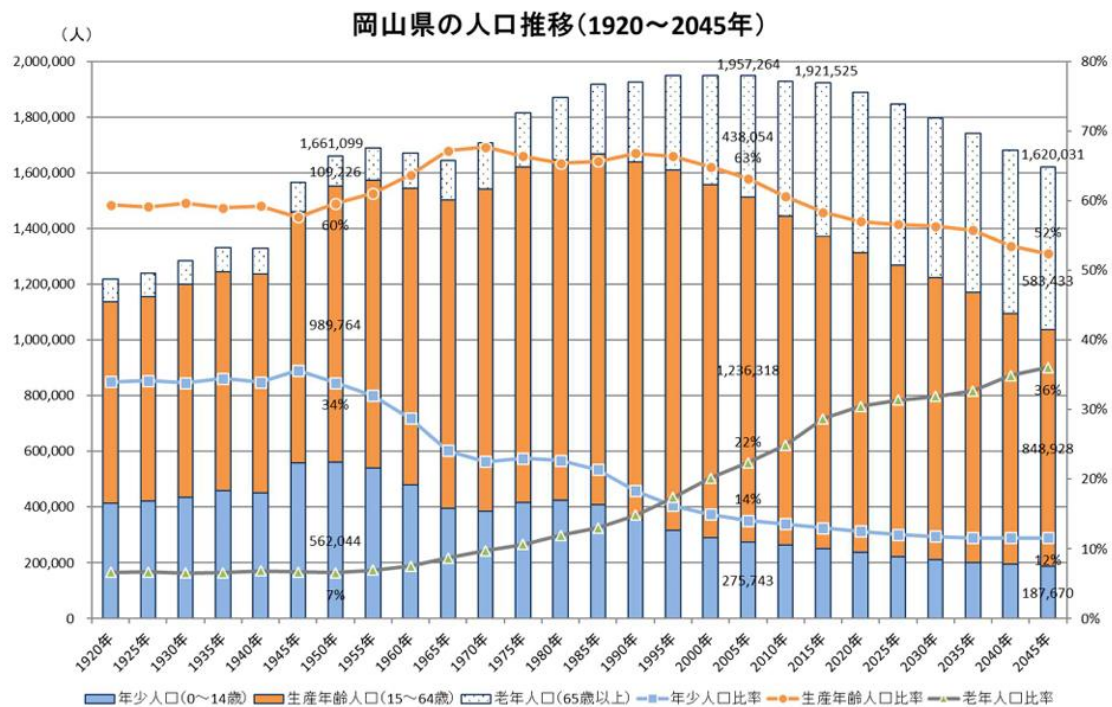
図表 2-3-1 18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



【資料4】

[出典] 岡山県人口ビジョン改訂版 令和3(2021)年3月

(<https://www.pref.okayama.jp/uploaded/attachment/289345.pdf>)



※平成27(2015)年までは総務省統計局「国勢調査」、令和2(2020)年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」より作成。

【資料5】

[出典] 令和7年度岡山県学校基本統計（学校基本調査報告書）

(https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/1025333_9906671_misc.pdf)

岡山県内高等学校生徒数

表 25 生徒数 (単位:人、%)

区 分	総 数	男 女 別		全 日 制 ・ 定 時 制 別		公 立 ・ 私 立 別	
		男	女	全 日 制	定 時 制	公 立	私 立
令和3年度	49,501	25,457	24,044	48,333	1,168	33,608	15,893
4	48,516	25,078	23,438	47,368	1,148	32,718	15,798
5	47,875	24,848	23,027	46,738	1,137	32,294	15,581
6	47,574	24,565	23,009	46,412	1,162	32,048	15,526
7	46,984	24,165	22,819	45,771	1,213	31,888	15,096
対前年度増減	△ 590	△ 400	△ 190	△ 641	51	△ 160	△ 430
構 成 比	100.0	51.4	48.6	97.4	2.6	67.9	32.1

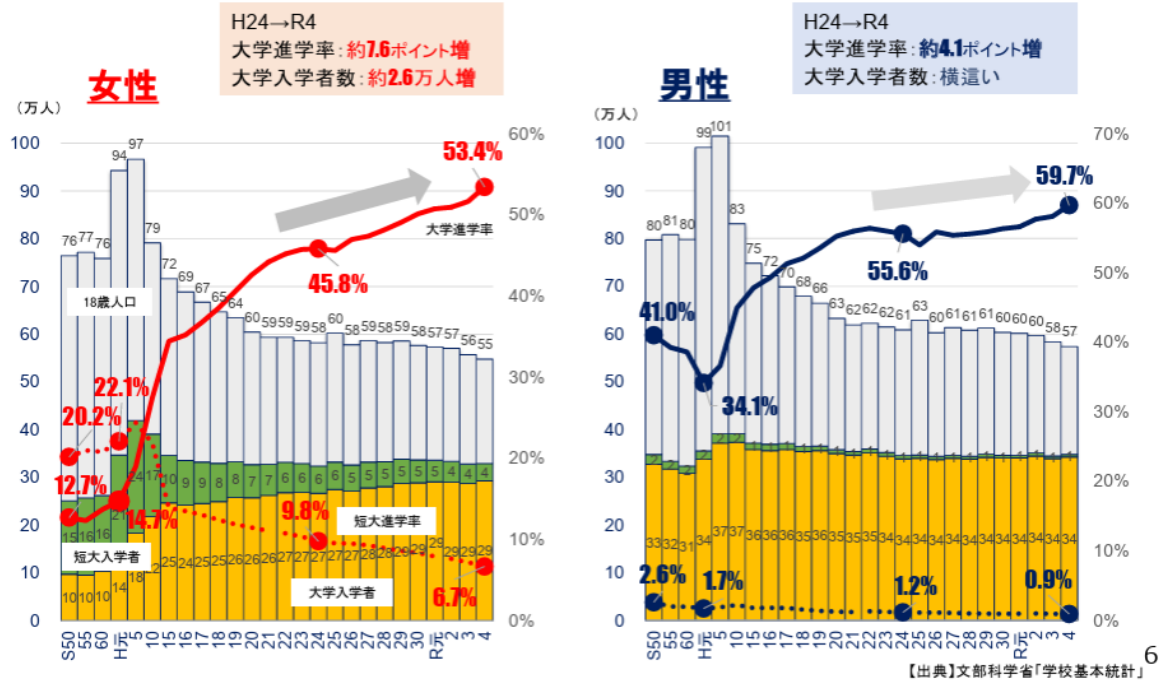
(注)専攻科を含む。なお、専攻科は全日制・定時制別においては全日制に含む。

【資料6】

[出典] 文部科学省 参考資料集 令和5年9月25日 大学等進学者数に関するデータ 関係
(<https://www.mext.go.jp/kaigisiryō/content/000255573.pdf>)

男女別・18歳人口と大学進学率等の推移

- 昭和50年(1975年)と比べて、女性の大学入学者数は約19万人増加、進学率も約40ポイント増加。
- 近年は、男女とも進学率は上昇傾向にあるが女性の上昇幅が大きい。

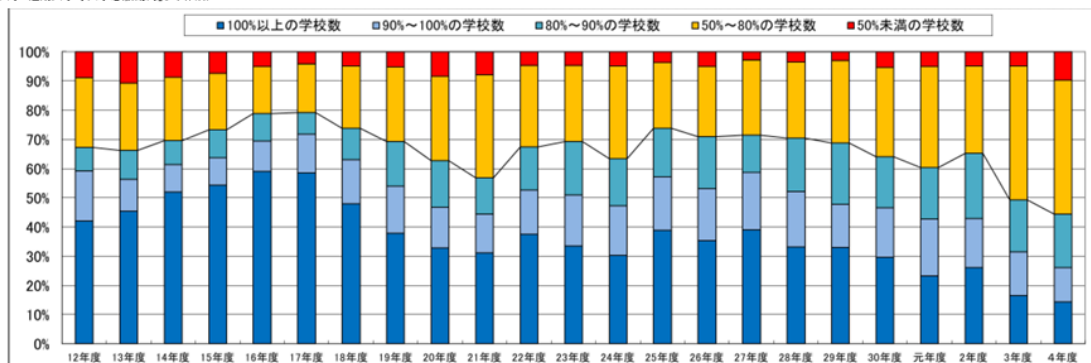


【資料7】

[出典] 文部科学省 参考資料集 令和5年9月25日 大学等進学者数に関するデータ 関係
(<https://www.mext.go.jp/kaigisiryoo/content/000255573.pdf>)

(日本私立学校振興・共済事業団
「令和4(2022)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

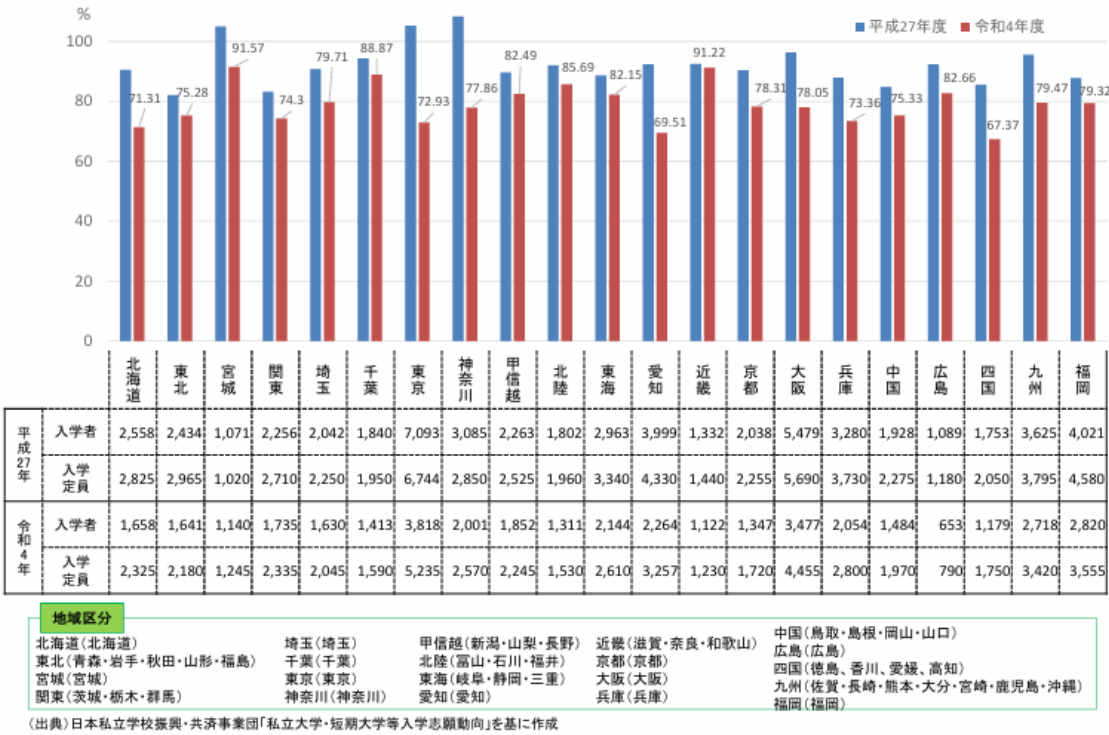
私立短大の86%が入学定員未充足(56%が充足率80%未満)



【資料 8】

[出典] 文部科学省 参考資料集 令和 5 年 9 月 25 日 大学等進学者数に関するデータ 関係
(<https://www.mext.go.jp/kaigisiryō/content/000255573.pdf>)

私立短期大学における地域別の入学定員充足率



【資料 9】

岡山県高等学校卒業生進学先学校種別比較表

	4 年制大学 (人)	年度割合 (%)	短期大学 (人)	年度割合 (%)	専修学校等 (人)	年度割合 (%)
令和元年度	8,118	65.8	648	5.3	3,563	28.9
令和 2 年度	8,243	66.2	659	5.3	3,557	28.5
令和 3 年度	8,095	66.2	676	5.5	3,464	28.3
令和 4 年度	8,312	69.5	549	4.6	3,101	25.9
令和 5 年度	7,887	70.1	499	4.4	2,872	25.5
令和 6 年度	8,210	71.5	403	3.5	2,875	25.0

【資料 10】

＜岡山県内 4年制課程の看護師養成校＞

大学		岡山大学				岡山県立大学				新見公立大学				川崎医療福祉大学				山陽学園大学			
		1年	2年	3年	4年	1年	2年	3年	4年	1年	2年	3年	4年	1年	2年	3年	4年	1年	2年	3年	4年
入学定員	2022年度	80	80	80	80	40	40	40	40	80	80	80	80	120	120	120	120	78	78	82	82
	2023年度	80	80	80	80	40	40	40	40	80	80	80	80	120	120	120	120	78	78	82	82
	2024年度	80	80	80	80	40	40	40	40	80	80	80	80	120	120	120	120	78	78	78	82
	2025年度	80	80	80	80	40	40	40	40	80	80	80	80	120	120	120	120	78	78	78	78
在籍者数	2022年度	76	77	80	79	41	41	41	40	85	84	83	83	128	128	130	133	65	64	80	75
	2023年度	81	73	79	80	43	40	41	41	88	85	81	83	137	123	124	128	68	62	62	82
	2024年度	80	79	75	80	42	43	39	42	86	88	85	85	155	141	116	125	75	73	66	64
	2025年度	78	80	78	76	41	42	43	40	83	86	85	88	132	155	141	112	76	74	68	70
充足率 (新入生)	2025年度	97.5%				102.5%				103.8%				110.0%				97.4%			
充足率 (全学年)		97.5%				103.8%				106.9%				112.5%				92.3%			

大学 統合カリキュラム校 大学校		吉備国際大学				玉野総合医療専門学校 (統合カリキュラム校)				朝日医療大学校 (大学校)			
		1年	2年	3年	4年	1年	2年	3年	4年	1年	2年	3年	4年
入学定員	2022年度	60	60	70	70	40	40	40	40	40	40	40	40
	2023年度	60	60	70	70	40	40	40	40	40	40	40	40
	2024年度	60	60	70	70	40	40	40	40	40	40	40	40
	2025年度	60	60	70	70	40	40	40	40	40	40	40	40
在籍者数	2022年度	25	27	50	45	41	41	40	27	26	41	33	29
	2023年度	23	25	37	49	36	39	40	35	26	28	36	30
	2024年度	24	20	35	38	30	36	38	38	14	22	32	25
	2025年度	30	24	22	34	28	30	29	38	18	12	24	22
充足率 (新入生)	2025年度	50.0%				70.0%				45.0%			
充足率 (全学年)		42.3%				78.1%				47.5%			

＜岡山県内 3年制課程の看護師養成校＞

短大・専門学校		本学			旭川荘厚生 専門学校			岡山済生会 看護専門学校			岡山医療福祉 専門学校			岡山医療センター 附属岡山看護助産学校			倉敷中央 看護専門学校		
		1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年
入学定員	2022年度	120	120	120	120	120	120	80	80	80	80	80	80	80	80	120	40	40	40
	2023年度	120	120	120	120	120	120	80	80	80	80	80	80	80	80	80	40	40	40
	2024年度	120	120	120	80	120	120	80	80	80	80	80	80	80	80	80	40	40	40
	2025年度	120	120	120	80	80	120	80	80	80	80	80	80	80	80	80	40	40	40
在籍者数	2022年度	114	119	156	106	94	109	77	79	85	88	94	75	76	80	97	48	47	44
	2023年度	93	114	148	89	87	88	82	74	77	94	84	79	67	76	80	44	47	46
	2024年度	90	90	130	45	68	77	83	79	73	94	89	86	53	64	76	49	44	44
	2025年度	80	88	97	58	42	61	79	83	71	80	84	82	58	54	61	46	48	42
充足率 (新入生)	2025年度	66.7%			72.5%			98.8%			100.0%			72.5%			115.0%		
充足率 (全学年)		73.6%			57.5%			97.1%			102.5%			72.1%			113.3%		

専門学校		岡山赤十字 看護専門学校			岡山労災 看護専門学校			倉敷看護 専門学校			ソワニエ 看護専門学校			津山中央 看護専門学校			美作市スポーツ 医療看護専門学校		
		1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年
入学定員	2022年度	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	2023年度	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	2024年度	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	80	40	40
	2025年度	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	80	80	40
在籍者数	2022年度	37	41	36	42	41	45	44	39	41	29	44	28	28	37	35	43	39	33
	2023年度	41	35	38	40	42	41	37	41	38	30	30	43	25	28	36	31	43	43
	2024年度	27	40	32	37	41	40	42	31	39	—	—	—	24	20	29	19	29	41
	2025年度	28	27	40	33	42	35	41	41	30	21	18	22	20	25	17	15	16	35
充足率 (新入生)	2025年度	70.0%			82.5%			102.5%			52.5%			50.0%			18.8%		
充足率 (全学年)		79.2%			91.7%			93.3%			50.8%			51.7%			33.0%		

「—」は未確認

新設組織が置かれる都道府県への入学状況

別紙 1

○出身高校の所在地県別の入学者数の構成比（上位 5 都道府県）※直近年度

	都道府県名	人 数	構成比
1	岡山県	354人	66.5%
2	広島県	65人	12.2%
3	香川県	17人	3.2%
4	島根県	16人	3.0%
5	愛媛県	12人	2.3%
	全 体	532人	100.0%

※「学校基本調査」の「出身高校の所在地県別入学者数」から作成すること。

※大学、学部、学部の学科、短期大学、短期大学の学科を設置する場合のみ作成（専門職大学、専門職短期大学、高等専門学校を含む）。大学院は作成不要。

○新設組織が置かれる都道府県の定員充足状況

	新組織所在地 （都道府県等）	充足率		
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
1	岡山県	65.40%	60.30%	60.56%
2				

※2校地で教育課程を実施する場合はそれぞれの状況を記載すること。

○新設組織の学問分野（系統区分）の定員充足状況

	系統区分	充足率		
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
1	保健系（短期大学）	83.16%	74.86%	80.00%
2				

※「系統区分」は日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」の系統区分に従うこと。

○収容定員充足率

申請者が設置する全ての大学等（大学、短期大学、高等専門学校のみ）の
既設の学部（短期大学又は高等専門学校は学科）について記載してください。

大学等名	学部等名	学科名	収容定員	学生数 (令和7年5月1日現在)	収容定員充足率	備考
川崎医療短期大学						
		看護学科	360人	265人	0.74	
		医療介護福祉学科	150人	21人	0.14	
川崎医科大学	医学部		750人	794人	1.06	
		医学科	750人	794人	1.06	
川崎医療福祉大学	医療福祉学部		1218人	567人	0.47	
		医療福祉学科	564人	189人	0.34	
		臨床心理学科	330人	233人	0.71	
		医療保育学科	324人	145人	0.45	
	保健看護学部		480人	540人	1.13	
		保健看護学科	480人	540人	1.13	
	リハビリテーション学部		880人	884人	1.00	
		理学療法学科	240人	312人	1.30	
		作業療法学科	240人	238人	0.99	
		言語聴覚療法学科	240人	223人	0.93	
		視能療法学科	160人	111人	0.69	
	医療技術学部		1332人	1189人	0.89	
		臨床検査学科	240人	282人	1.18	
		診療放射線技術学科	240人	307人	1.28	
		臨床工学科	320人	202人	0.63	
		臨床栄養学科	206人	118人	0.57	
		健康体育学科	326人	280人	0.86	
	医療福祉マネジメント学部		654人	194人	0.30	
		医療データサイエンス学科	246人	71人	0.29	
		医療コミュニケーション学科	244人	63人	0.26	
		医療福祉デザイン学科	164人	60人	0.37	

※上記には、「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」附則第2項及び第4項を

適用した場合の学生数及び収容定員充足率を記入してください。その場合は、備考にその内訳を記入してください。

※大学院、専攻科、別科、募集停止を行った学部等については記載不要です。

※行は適宜追加してください。

１．各選抜方法の状況

			R3年度入学者	R4年度入学者	R5年度入学者	R6年度入学者	R7年度入学者	平 均
総合型選抜	募集人員		50人	50人	50人	50人	53人	51人
	延べ人数	志願者数	52人	60人	42人	42人	43人	48人
		受験者数	52人	60人	42人	42人	42人	48人
		合格者数	42人	51人	37人	38人	42人	42人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	実人数	志願者数	52人	60人	42人	42人	53人	50人
		受験者数	52人	60人	42人	42人	43人	48人
		合格者数	42人	51人	37人	38人	42人	42人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	入学者数		42人	51人	36人	38人	42人	42人
学校推薦型選抜	募集人員		38人	38人	38人	38人	45人	39人
	延べ人数	志願者数	121人	113人	133人	102人	70人	108人
		受験者数	118人	109人	131人	99人	66人	105人
		合格者数	101人	95人	122人	93人	66人	95人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	4人	14人	9人	6人	10人	9人
	実人数	志願者数	88人	86人	95人	75人	52人	79人
		受験者数	85人	84人	94人	73人	50人	77人
		合格者数	75人	75人	87人	69人	50人	71人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	4人	14人	9人	6人	10人	9人
	入学者数		55人	50人	46人	43人	26人	44人
一般選抜	募集人員		32人	32人	32人	32人	22人	30人
	延べ人数	志願者数	89人	72人	67人	57人	69人	71人
		受験者数	83人	66人	59人	50人	66人	65人
		合格者数	79人	62人	50人	49人	66人	61人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	6人	9人	2人	4人	3人	5人
	実人数	志願者数	66人	47人	48人	38人	49人	50人
		受験者数	60人	43人	42人	34人	46人	45人
		合格者数	59人	42人	37人	34人	46人	44人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	6人	9人	2人	4人	3人	5人
	入学者数		23人	13人	11人	9人	12人	14人
共通テスト利用入試	募集人員							#DIV/0!
	延べ人数	志願者数						#DIV/0!
		受験者数						#DIV/0!
		合格者数						#DIV/0!
		うち追加合格者数						#DIV/0!
		辞退者数						#DIV/0!
	実人数	志願者数						#DIV/0!
		受験者数						#DIV/0!
		合格者数						#DIV/0!
		うち追加合格者数						#DIV/0!
		辞退者数						#DIV/0!
	入学者数							#DIV/0!
その他の特別選抜	募集人員							#DIV/0!
	延べ人数	志願者数						#DIV/0!
		受験者数						#DIV/0!
		合格者数						#DIV/0!
		うち追加合格者数						#DIV/0!
		辞退者数						#DIV/0!
	実人数	志願者数						#DIV/0!
		受験者数						#DIV/0!
		合格者数						#DIV/0!
		うち追加合格者数						#DIV/0!
		辞退者数						#DIV/0!
	入学者数							#DIV/0!
合計	募集人員		120人	120人	120人	120人	120人	120人
	延べ人数	志願者数	262人	245人	242人	201人	182人	226人
		受験者数	253人	235人	232人	191人	174人	217人
		合格者数	222人	208人	209人	180人	174人	199人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	10人	23人	11人	10人	13人	13人
	実人数	志願者数	206人	193人	185人	155人	154人	179人
		受験者数	197人	187人	178人	149人	139人	170人
		合格者数	176人	168人	161人	141人	138人	157人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	10人	23人	11人	10人	13人	13人
	入学者数		120人	114人	93人	90人	80人	99人

２．入学定員充足率

	R3年度入学者	R4年度入学者	R5年度入学者	R6年度入学者	R7年度入学者	平 均
入 学 定 員	120人	120人	120人	120人	120人	120人
入 学 定 員 充 足 率	1.00	0.95	0.78	0.75	0.67	0.83
歩 留 率	0.54	0.55	0.44	0.50	0.46	0.50

（備考）特記事項がある場合は記載すること。

・R3年度入学者～R7年度入学者について、学校推薦型選抜及び一般選抜はそれぞれ前期、後期別に集計後合算した人数を計上

１．各選抜方法の状況

			R3年度入学者	R4年度入学者	R5年度入学者	R6年度入学者	R7年度入学者	平 均
総合型選抜	募集人員		25人	25人	25人	25人	25人	25人
	延べ人数	志願者数	4人	3人	6人	3人	2人	4人
		受験者数	4人	3人	6人	3人	2人	4人
		合格者数	4人	3人	6人	3人	2人	4人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	実人数	志願者数	4人	3人	6人	3人	2人	4人
		受験者数	4人	3人	6人	3人	2人	4人
		合格者数	4人	3人	6人	3人	2人	4人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	入学者数		4人	3人	6人	3人	2人	4人
学校推薦型選抜	募集人員		19人	19人	19人	19人	19人	19人
	延べ人数	志願者数	12人	10人	7人	5人	2人	7人
		受験者数	12人	10人	7人	5人	2人	7人
		合格者数	12人	10人	7人	5人	2人	7人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	実人数	志願者数	10人	10人	7人	5人	2人	7人
		受験者数	10人	10人	7人	5人	2人	7人
		合格者数	10人	10人	7人	5人	2人	7人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	入学者数		8人	10人	5人	3人	2人	6人
一般選抜	募集人員		6人	6人	6人	6人	6人	6人
	延べ人数	志願者数	4人	5人	3人	2人	0人	3人
		受験者数	4人	5人	3人	1人	0人	3人
		合格者数	4人	5人	3人	1人	0人	3人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	1人	0人	0人	0人	0人	0人
	実人数	志願者数	4人	4人	2人	2人	0人	2人
		受験者数	4人	4人	2人	1人	0人	2人
		合格者数	4人	4人	2人	1人	0人	2人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	1人	0人	0人	0人	0人	0人
	入学者数		2人	1人	1人	1人	0人	1人
共通テスト利用入試	募集人員							#DIV/0!
	延べ人数	志願者数						#DIV/0!
		受験者数						#DIV/0!
		合格者数						#DIV/0!
		うち追加合格者数						#DIV/0!
		辞退者数						#DIV/0!
	実人数	志願者数						#DIV/0!
		受験者数						#DIV/0!
		合格者数						#DIV/0!
		うち追加合格者数						#DIV/0!
		辞退者数						#DIV/0!
	入学者数							#DIV/0!
その他の特別選抜	募集人員							#DIV/0!
	延べ人数	志願者数						#DIV/0!
		受験者数						#DIV/0!
		合格者数						#DIV/0!
		うち追加合格者数						#DIV/0!
		辞退者数						#DIV/0!
	実人数	志願者数						#DIV/0!
		受験者数						#DIV/0!
		合格者数						#DIV/0!
		うち追加合格者数						#DIV/0!
		辞退者数						#DIV/0!
	入学者数							#DIV/0!
合計	募集人員		50人	50人	50人	50人	50人	50人
	延べ人数	志願者数	20人	18人	16人	10人	4人	14人
		受験者数	20人	18人	16人	9人	4人	13人
		合格者数	20人	18人	16人	9人	4人	13人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	1人	0人	0人	0人	0人	0人
	実人数	志願者数	18人	17人	15人	10人	4人	13人
		受験者数	18人	17人	15人	9人	4人	13人
		合格者数	18人	17人	15人	9人	4人	13人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	1人	0人	0人	0人	0人	0人
	入学者数		14人	14人	12人	7人	4人	10人

２．入学定員充足率

	R3年度入学者	R4年度入学者	R5年度入学者	R6年度入学者	R7年度入学者	平 均
入 学 定 員	50人	50人	50人	50人	50人	50人
入 学 定 員 充 足 率	0.28	0.28	0.24	0.14	0.08	0.20
歩 留 率	0.70	0.78	0.75	0.78	1.00	0.80

（備考）特記事項がある場合は記載すること。

・R3年度入学者～R7年度入学者について、学校推薦型選抜及び一般選抜はそれぞれ前期、後期別に集計後合算した人数を計上

既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績

別紙 3

①募集を行った学科等名称及び取組の名称：

	R6年度 入学者入試	R7年度 入学者入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数 (a)	152人	120人	①取組概要 受験生を含む高校生や既卒生を対象（保護者等の同伴含む）としてキャンパスを開放。入試概要説明、面接対策講座、ミニ講義や体験学習、学内見学、在学生との交流、個別相談等を実施。年4回（3月、6月、7月、10月）学園内の川崎医療福祉大学、川崎リハビリテーション学院と合同のオープンキャンパスも実施しているが集計には含めていない。 R6年度入試対象（R5開催）：計2回開催（5/13、8/19） R7年度入試対象（R6開催）：計2回開催（5/11、8/17） ②過去の取組実績を踏まえた収容定員を変更する組織の入学者数の見込みに関する分析 受験対象学年時にオープンキャンパス参加した者のうち、約半数が入学しており、今後も同程度の入学率を見込む。 ③参加者等総数 (a) のうち受験対象者数 (b) と判断した基準 申込時のデータから受験対象学年及び既卒生を受験対象者数 (b) と判断 ※参加者等総数 (a) は延数を計上
うち受験対象者数 (b)	98人	74人	
うち受験者数 (c)	59人	39人	
うち入学者数 (d)	55人	37人	
(受験率 c/b)	60. 2%	52. 7%	
(入学率 d/b)	56. 1%	50. 0%	

②募集を行った学科等名称及び取組の名称：川崎医療短期大学の放課後キャンパスツアー

	R6年度 入学者入試	R7年度 入学者入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数 (a)	23人	31人	①取組概要 高校生が放課後気軽に本学に立ち寄れるよう「いってみよ！放課後キャンパスツアー」を実施。学内見学、進学相談、日程によっては在学生が受講している講義や学内演習の見学、また在学生から直接話を聞ける機会も設けた取組となっている。 ②過去の取組実績を踏まえた収容定員を変更する組織の入学者数の見込みに関する分析 個別あるいは少人数対応型の取組であるため、受験につながっている割合は高く、50～60%程度の入学率を見込む。 ③参加者等総数 (a) のうち受験対象者数 (b) と判断した基準 申込時のデータから受験対象学年及び既卒生を受験対象者数 (b) と判断 ※参加者等総数 (a) は延数を計上
うち受験対象者数 (b)	18人	22人	
うち受験者数 (c)	13人	13人	
うち入学者数 (d)	12人	12人	
(受験率 c/b)	72. 2%	59. 1%	
(入学率 d/b)	66. 7%	54. 5%	

③募集を行った学科等名称及び取組の名称：川崎医療短期大学のCampus Guide（大学案内）送付

	R6年度 入学者入試	R7年度 入学者入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数 (a)	2264人	2248人	①取組概要 本学や進学関連業者経由の資料請求に対して、オープンキャンパス案内等も同封のうえCampus Guide（大学案内）を送付 ②過去の取組実績を踏まえた収容定員を変更する組織の入学者数の見込みに関する分析 大学案内冊子を郵送で入手し受験する割合は10%にも満たないが、資料請求者は北海道から沖縄まで全国各地にわたっているため大学の認知度を広める一定の効果はあると考えられる。令和8年度入試から新たな縮小版リーフレットを作成し、より高い効果を目指している。 ③参加者等総数 (a) のうち受験対象者数 (b) と判断した基準 資料請求時のデータから受験対象学年及び既卒生を受験対象者数 (b) と判断 ※参加者等総数 (a) は延数を計上
うち受験対象者数 (b)	508人	483人	
うち受験者数 (c)	31人	20人	
うち入学者数 (d)	26人	15人	
(受験率 c/b)	6. 1%	4. 1%	
(入学率 d/b)	5. 1%	3. 1%	

④募集を行った学科等名称及び取組の名称：業者主催進学相談会における川崎医療短期大学のブース参加

	R6年度 入学者入試	R7年度 入学者入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数 (a)	115人	120人	①取組概要 業者主催の進学相談会へブース参加し、来訪者に学科説明、入試制度説明、個別相談等を行う。 ②過去の取組実績を踏まえた収容定員を変更する組織の入学者数の見込みに関する分析 受験対象者のうちの約1/3が受験につながっている。進学相談会参加をきっかけにオープンキャンパスへの参加、またオープンキャンパス参加後に進学相談会ブースを訪れて更なる相談をしており、今後も同程度の入学率を見込む。 ③参加者等総数 (a) のうち受験対象者数 (b) と判断した基準 ブース受付時の記載内容から受験対象学年及び既卒生を受験対象者数 (b) と判断 ※参加者等総数 (a) は延数を計上
うち受験対象者数 (b)	38人	30人	
うち受験者数 (c)	9人	9人	
うち入学者数 (d)	9人	8人	
(受験率 c/b)	23. 7%	30. 0%	
(入学率 d/b)	23. 7%	26. 7%	

⑤募集を行った学科等名称及び取組の名称：業者主催高校内進路ガイダンスにおける川崎医療短期大学出席説明

	R6年度 入学者入試	R7年度 入学者入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数 (a)	199人	160人	①取組概要 業者主催の高校内進路ガイダンスへ出席し、学科内容及び入試情報等含む学校説明や個別相談、模擬授業、看護や福祉に関する分野説明等を行っている。 ②過去の取組実績を踏まえた収容定員を変更する組織の入学者数の見込みに関する分析 高校内進路ガイダンスは1、2年生対象が多く、必ずしも本学受験につながるわけではないが低学年時に幅広い生徒に本学で養成している職種のことを知ってもらうよい機会となっている。3年生で参加した生徒の20～30%が入学につながっており、10人程度の入学者を見込む。 ③参加者等総数 (a) のうち受験対象者数 (b) と判断した基準 3年生対象のガイダンス参加者を受験対象者数 (b) と判断 ※参加者等総数 (a) は延数を計上
うち受験対象者数 (b)	30人	28人	
うち受験者数 (c)	8人	6人	
うち入学者数 (d)	8人	6人	
(受験率 c/b)	26. 7%	21. 4%	
(入学率 d/b)	26. 7%	21. 4%	

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	アキヤマ ユウジ 秋山 祐治 ＜令和3年4月＞		博士（学術）		川崎医療短期大学 学長 (令和3. 4～令和9. 3)